

参考資料

法科大学院 20 年の歩み

- ①法科大学院制度の経緯について…………… p. 1
- ②中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会の提言等について…………… p. 6

法科大学院の設置・入学・修了等の状況

- ③法科大学院の設置状況（令和 6 年度）…………… p. 7
- ④志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移…………… p. 7
- ⑤令和 6 年度法科大学院入学者選抜の全体像…………… p. 8
- ⑥各法科大学院の令和 2 年度～令和 6 年度入学者選抜実施状況等…………… p. 9
- ⑦入学者数の推移…………… p.10
- ⑧法科大学院修了者数の推移…………… p.11
- ⑨法科大学院標準修業年限修了者数・修了率の推移…………… p.12

司法試験合格状況

- ⑩法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）…………… p.13
- ⑪司法試験合格率（単年）の推移…………… p.14
- ⑫法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（全体）…………… p.14
- ⑬法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（既修）…………… p.15
- ⑭法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（未修）…………… p.15
- ⑮司法試験合格率（単年度）の推移（未修／既修、法学部／非法学部出身別） p.16
- ⑯司法試験合格者数のこれまでの推移（旧司法試験合格者を含む）…………… p.16

法曹養成連携協定による法曹養成ルート（3 + 2）関係

- ⑰法曹養成連携協定による法曹養成ルート（3 + 2）概要…………… p.17
- ⑱連携法曹基礎課程（法曹コース）の設置状況…………… p.17
- ⑲法曹養成連携協定の締結状況…………… p.18
- ⑳令和 6 年度法曹コースの実態調査（概要）…………… p.18

司法試験の在学中受験関連

- ㉑司法試験在学中受験に関して…………… p.19
- ㉒令和 6 年司法試験の在学中受験資格に基づく受験結果について…………… p.19
- ㉓令和 6 年度司法試験の在学中受験に向けた教育課程の工夫等に関する調査（概要） p.20

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム関係

- ㉔法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについて…………… p.21
- ㉕法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム配分率算出イメージ…………… p.21

法科大学院制度の経緯について ～法科大学院開設20年の歩み～

■ H13 司法制度改革審議会意見書

- ・新司法試験合格者数の年間3,000人達成を目指す。
- ・司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院を中核とした、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備すべき。
- ・法科大学院の設置認可は広く参入を認める仕組みとする。
- ・適切な機構を設けて法科大学院に対する第三者評価（適格認定）を実施。

※ 当時、行政全体が事前規制から事後チェック規制へ移行

■ H14 中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について(答申)」

■ H16 法科大学院開設

法科大学院の参入を広く認めた結果、入学者数はピーク時で約5,800人(H18)に。

一方、司法試験合格者数は、H20に2,000人に達した後、ほぼそのまま推移。

⇒ 司法試験合格率の低迷、法科大学院志願者数の減少。

■ H21～ 中教審にて法科大学院教育の質の向上、更なる充実等について審議。

⇒各法科大学院においても入学定員や組織の見直しに努める。

■ H24年度予算より、「公的支援の見直し」を導入。

(自主的・自律的な組織見直しを促すため、司法試験合格率や入学者選抜における競争倍率等の指標に基づき公的支援を減額する仕組み)

■ H25 法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」

- ・合格者数3,000人程度との数値目標は現実性を欠く。当面、数値目標は立てない。

■ H27年度予算より、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の推進。

(先導的な取組の提案も評価に加え、よりメリハリある予算配分を行う仕組みに改善。)

■ H27 法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」

- ・法曹人口が1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を行う。
- ・H30年度までを法科大学院集中改革期間と位置づけ、①法科大学院の組織見直し、②教育の質の向上、③学生の経済的・時間的負担軽減を推進。
- ・累積合格率が概ね7割以上となるよう充実した教育が行われることを目指す。

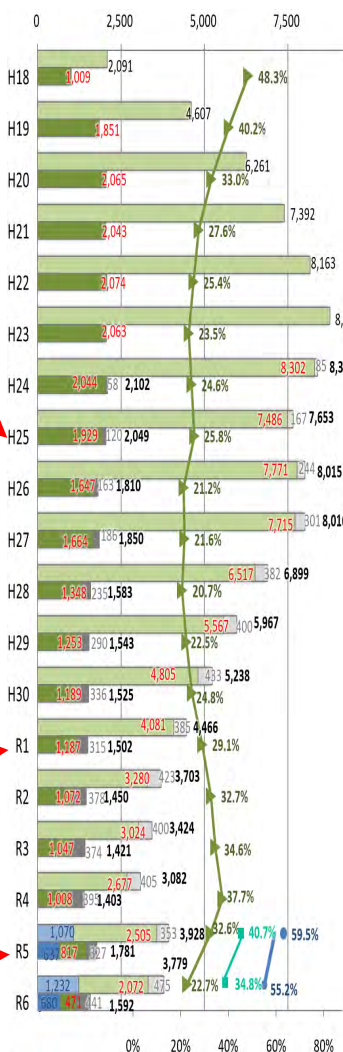
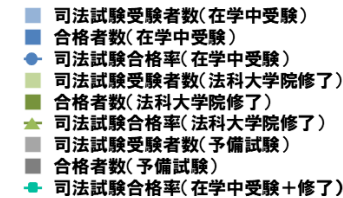
■ R元 法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部改正

- ① 法科大学院における教育の充実
- ② 「3 + 2」(法曹コース3年 + 法科大学院2年)を幹とする制度改正
- ③ 法科大学院の定員を管理
- ④ 司法試験受験資格の見直し等(法科大学院在学中受験資格の導入)

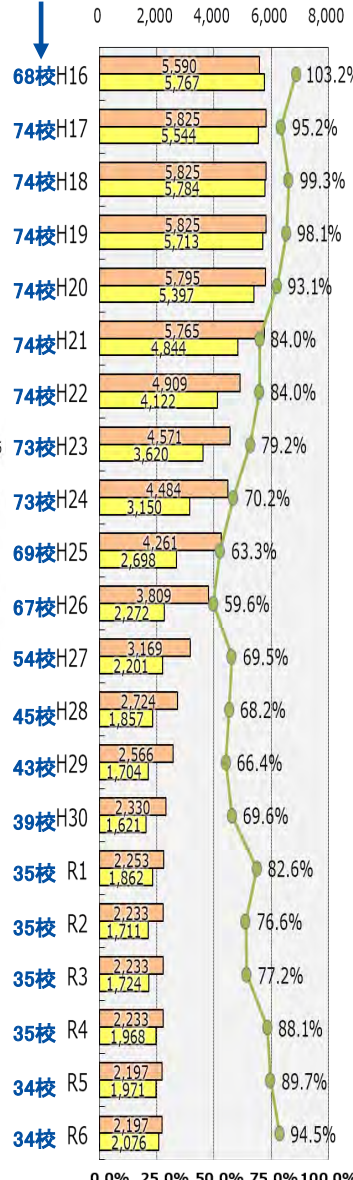
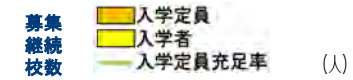
■ R2 「3 + 2」法曹コース開始

■ R5 在学中受験開始

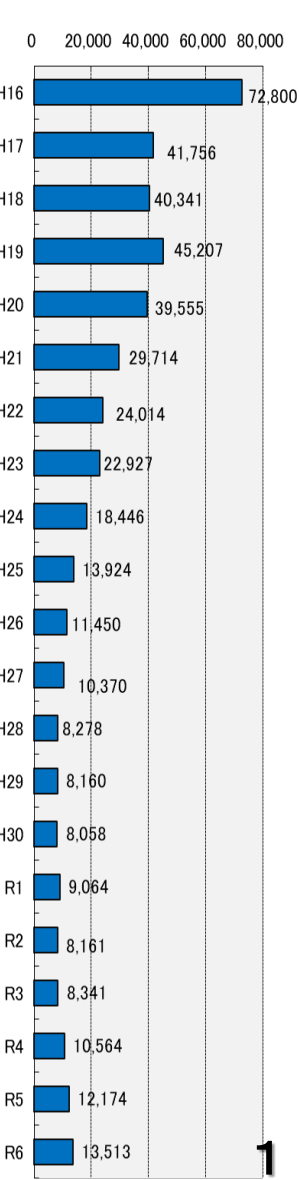
司法試験 受験者数・合格者数 ・合格率(単年)



法科大学院 入学定員・入学者数 ・募集継続校数



法科大学院 志願者数



III 司法制度を支える法曹の在り方

第1 法曹人口の拡大

1. 法曹人口の大幅な増加

- 現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手し、平成16(2004)年には合格者数1,500人達成を目指すべきである。
- 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべきである。
- このような法曹人口増加の経過により、おおむね平成30(2018)年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれる。

我が国の法曹人口について、昭和39年の臨時司法制度調査会の意見は、「法曹人口が全体として相当不足していると認められるので、司法の運営の適正円滑と国民の法的生活の充実向上を図るため、質の低下を来たさないよう留意しつつ、これが漸増を図ること」を求めた。この年は、司法試験の最終合格者数が戦後初めて500人を超えた年であったが、その後、その数は増えず、500人前後の数字が平成2年まで続いた。そして、平成3年からようやく増加に転じ、平成11年には1,000人に達した。法曹人口の総数は、平成11年の数字で20,730人となっている(ちなみに、国際比較をすると、法曹人口(1997)については、日本が約20,000人<法曹1人当たりの国民の数は約6,300人>、アメリカが約941,000人<同約290人>、イギリスが約83,000人<同約710人>、ドイツが約111,000人<同約740人>、フランスが約36,000人<同約1,640人>であり、年間の新規法曹資格取得者数については、アメリカが約57,000人<1996-1997>、イギリスが約4,900人<パリスタ1996-1997、ソリシタ1998>、ドイツが約9,800人<1998>、フランスが約2,400人<1997>である。)

しかし、今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正(いわゆる「ゼロ・ワン地域」の解消)の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。

これらの諸要因への対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題である。司法試験合格者数を法曹三者間の協議で決定することを当然とするかのごとき発想は既に過去のものであり、国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的な課題である。

このような観点から、当審議会としては、法曹人口については、計画的にできるだけ早期に、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要があると考える。具体的には、平成14(2002)年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16(2004)年には合格者数1,500人を達成することを目指すべきである。さらに、同じく平成16(2004)年からの学生受入れを目指す法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切替え(詳細は後記第2「法曹養成制度の改革」参照)が予定される平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきである。このような法曹人口増加の経過を辿るとすれば、おおむね平成30(2018)年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模(法曹1人当たりの国民の数は約2,400人)に達することが見込まれる。

なお、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることは、あくまで「計画的にできるだけ早期に」達成すべき目標であって、上限を意味するものではないことに留意する必要がある。

2

司法制度改革審議会意見書 ―21世紀の日本を支える司法制度― (平成13年6月12日)【抜粋】②

III 司法制度を支える法曹の在り方

第2 法曹養成制度改革

2. 法科大学院

(1) 目的、理念

ア 目的

法科大学院は、司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関とする。

イ 教育理念

法科大学院における法曹養成教育の在り方は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、以下の基本的理念を統合的に実現するものでなければならない。

- ・「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る。
- ・専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討しまた発展させていく創造的な思考力、あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくために必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。
- ・先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。

ウ 制度設計の基本的考え方

法科大学院の制度設計に当たっては、前記のような教育理念の実現を図るとともに、以下の点を基本とする。

- ・法科大学院の設置については、適正な教育水準の確保を条件として、関係者の自発的創意を基本にしつつ、全国的な適正配置となるよう配慮すること
- ・法科大学院における教育内容については、学部での法学教育との関係を明確にすること
- ・新しい社会のニーズに応える幅広くかつ高度の専門的教育を行うとともに、実務との融合をも図る教育内容とすること法科大学院における教育は、少なくとも実務修習を別に実施することを前提としつつ、司法試験及び司法修習との有機的な連携を図るものとする
- ・以上のような教育を効果的に行い、かつ社会的責任を伴う高度専門職業人を養成するという意味からも、教員につき実務法曹や実務経験者等の適切な参加を得るなど、実務との密接な連携を図り、さらには、実社会との交流が広く行われるよう配慮すること
- ・入学者選抜については、他学部、他大学の出身者や社会人等の受入れにも十分配慮し、オープンで公平なものとする
- ・資力のない人や社会人、法科大学院が設置される地域以外の地域の居住者等にも法曹となる機会を実効的に保障できるよう配慮すること
- ・法科大学院における適正な運営の確保及びその教育水準の維持、向上を図るため、公正かつ透明な評価システムを構築するなど、必要な制度的措置を講じること

3

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。（略）

第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。（略）

<参考：法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成25年6月26日）【抜粋】>

第2 今後の法曹人口の在り方

- 社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。
- 現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く。
- （略）

- ・ 司法制度改革審議会意見書では、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想され、その対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるとして、法曹人口増大の必要性が指摘され、閣議決定において、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」との目標が定められた。なお、もとより、実際の司法試験合格者は、司法試験委員会において、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、適正に判定されるものである。
- ・ このような目標を掲げた司法制度改革によって、我が国の法曹人口は、平成13年の2万1,864人から、平成25年には3万8,416人にまで増加し、弁護士が1人もいない地域がなくなり、国民が法的サービスにアクセスしやすくなったこと、法曹が自治体、企業及び海外展開等においても広く活動する足掛かりとなったことなど、成果が認められる。
- ・ 司法制度改革後の日本社会を取り巻く環境は変化を続けており、より多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。
- ・ 他方で、「プロセス」としての法曹養成制度が多くの課題を抱える中、司法試験の合格者数は、平成22年以降も2,000人から2,100人程度にとどまり、閣議決定された司法試験の合格者数は達成されていない。また、近年、過払金返還請求訴訟事件を除く民事訴訟事件数や法律相談件数はさほど増えておらず、法曹の法廷以外の新たな分野への進出も現時点では限定的といわざるを得ない状況にある。さらに、ここ数年、司法修習終了者の終了直後の弁護士未登録者数が増加する傾向にあり、法律事務所への就職が困難な状況が生じていることがうかがわれることからすれば、現時点においても司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くものといわざるを得ない。
- ・ （略）

4

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度改革の推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

- 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

- 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

5

法科大学院集中改革期間（平成27年度～平成30年度）における法科大学院改革の取組

【法曹養成制度改革推進会議決定（文部科学省関係部分）】

【文部科学省における法科大学院改革の取組】

法曹人口

当面1,500人程度は輩出されるような必要な取組を進め、更にはこれにとどまらず関係者が最善を尽くし、より多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況に（なお、質の確保にも留意）

法科大学院

平成30年度までを集中改革期間として、必要な取組を行う
○司法試験の累積合格率が概ね7割以上合格できるよう充実した教育を目指す

○組織見直し

- 公的支援の見直し強化策の継続
- 客観的指標を活用した認証評価の運用
- 教育の実施状況等に関する調査手続の整備
- 設置基準の見直しの検討等

○教育の質の向上

- 実務家教員等の活用、未修者教育の充実、先導的取組の支援
- 共通到達度確認試験（仮称）の試行
- 適性試験等の在り方の検討

○経済的・時間的負担軽減

- 奨学金制度・授業料減免制度による経済的支援の充実
- 学部早期卒業・飛び入学による在学期間短縮
- ICTを活用した法科大学院教育の実施の検討

当面目指すべき定員規模の設定

- 法科大学院の当面目指すべき定員規模を2,500人程度に設定
平成30年度 2,300人

認証評価の厳格化

- 省令を改正し、**認証評価において客観的指標**（司法試験合格率・定員充足率・入試の競争倍率）を活用

法科大学院教育状況調査

- 課題があると認められる法科大学院に対して**書面・ヒアリング・実地調査を実施**

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム

- 公的支援のメリハリ付け**を通じて各法科大学院の組織見直しを促進（入学定員：平成17年度 5,825人→平成30年度 2,330人）
（学生募集を行う法科大学院数：平成17年 74校 → 36校 ※31.3現在）
- 先進的な取組を行う法科大学院には公的支援を加算

共通到達度確認試験

- 各法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行うことを目的として、平成30年度を目途に本格実施に移すべく**試行を実施中**

統一適性試験の在り方見直し

- 入学者選抜を取り巻く環境の変化を踏まえ、**統一適性試験の利用を任意化**
- 未修者の入学者選抜等に関する**ガイドラインを作成**

経済的支援の充実

- 各法科大学院において、給付型奨学金等の経済的支援を充実

早期卒業・飛び入学の活用

- 早期卒業・飛び入学を活用し、5年で司法試験受験資格を取得するコースの普及を**加算プログラムを通じて推進**

ICTの活用

- ICTを活用した教育につき**委託研究**（受託：中央大学）を実施し、**留意点等を有識者会議で取りまとめ**

※ 司法修習：法改正により、第71期以降の司法修習生に対して修習給付金を支給

6

別紙4

令和元年6月27日

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第92回）資料3

法科大学院を中核とする法曹養成制度改革の全体像 - 改革プラン -

法科大学院が直面する主な課題

- ✓ **司法試験の合格率低迷や受験資格取得までの時間的・経済的負担による法科大学院志願者の大幅な減少**
→ 過半数の法科大学院（特に地方）が募集停止等。入学者数はピーク時の28%。予備試験合格者の74%が大学・法科大学院の学生（出願時）
- ✓ **法学未修者コース修了者の司法試験合格率の低迷**
→ 司法試験累積合格率（法科大学院修了後5年間）について、法学既修者は7割超えの一方、法学未修者は約5割。社会人志願者等が激減

改革の趣旨

◎ 法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成の理念を堅持し、法科大学院教育の充実を図りつつ、学生の資質・能力に応じ、より短い期間で法曹となる途を拡充するとともに、法曹を目指す社会人や地方学生を支援し、制度の信頼性・安定性を確保

1. プロセス改革

～学部段階から司法修習までをプロセスとして再構築し、優れた資質を有する志願者を呼び戻す～

→ 累積合格率目標を達成できるような充実した教育を速やかに実現

○法曹コースの設置等による法科大学院教育の充実

- ✓ 法曹志望者が学部段階から充実した教育を受けられるよう、法科大学院と連携した学部課程として**法曹コースを設置・拡充**（★）
- ✓ 法科大学院は、**法曹コース修了者を対象に書類審査・面接等により特別選抜を実施**（★）※特別選抜の定員は全入学定員の2分の1を上限
- ✓ 法科大学院の収容定員を現状の範囲内（入学定員2,300人）で管理し、司法試験合格まで予測可能性の高い養成制度を実現（★）

○早期卒業・飛び入学の推進、司法試験の在学中受験の導入

- ✓ 早期卒業・飛び入学による入学希望者について、入学者選抜で適切な配慮を行うなど（★）**早期卒業・飛び入学（3+2）を推進**
- ✓ 法科大学院在学中の司法試験受験を可能とし、早期卒業等の活用と併せて、**時間的・経済的負担の大幅な軽減**を図る（★）
- ✓ 法科大学院在学中受験資格で司法試験に合格した者につき、法科大学院修了を司法修習生採用の要件とする（★）

※ プロセスにより、①専門的な法知識の修得、②創造的な思考力の育成や先端的な法領域の理解、③実務基礎教育を通じ、人間性豊かな法曹を養成

2. 多様性確保の推進

～社会人や他学部出身者が法科大学院で学べる環境を確保～

→ 多様なバックグラウンドを有する有為な人材を確保し、質の高い未修者教育を実現

- ✓ 法科大学院の受験時期や科目等について**入学者選抜で配慮**（★）
- ✓ 1年次終了時に**共通到達度確認試験**を導入し、全国レベルでの成績把握、教育改善を実現
- ✓ **ICT等を活用した、社会人に特化した教育の推進**

3. 法科大学院へのアクセス向上

～地方在住の法曹志望者が法科大学院で学べる環境を確保～

- ✓ 法科大学院を有していない大学も、法曹コース設置が可能
※法科大学院が必要な協力を行う（★）、入学者選抜で「地方専願枠」も可能
- ✓ 学部成績以外の要素を考慮して飛び入学を認めることを可能とし（★）、**法科大学院不在地域の学生の早期進学も推進**
- ✓ **ICT等を活用し、法科大学院不在地域の大学から法科大学院進学を促進**（★）：法律改正事項

4. その他、推進会議決定事項

- ✓ 法科大学院改革の進捗に合わせ、予備試験の必要な制度的措置を検討
- ✓ 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備を、引き続き実施
- ✓ 法務省と文科省が連携し、関係機関等の協力を得て、改革の取組を推進

法曹養成制度の理念に立ち返った法科大学院改革

法曹コースの設置・早期卒業等の推進・司法試験の在学中受験の導入により、有為な人材を呼び戻し、法曹養成制度の理念である「プロセスとしての養成」を立て直す。併せて、多様なバックグラウンドを有する人材を確保し、「プロセス教育」の内容を一層充実させる。

7

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の概要（その1）

趣 旨

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、①法科大学院における教育は法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、②法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、③法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる。

概 要

1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

（1）法科大学院における教育の充実

- ① 法科大学院において、以下の学識等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定。【第4条】
 - ㊦ 法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその应用能力
 - ㊧ 法曹となろうとする者に必要な専門的な法律に関する分野の学識及びその应用能力
 - ㊨ 実務の基礎的素養や弁論能力等
- ② 法科大学院に、教育課程や成績評価・修了認定の基準等の公表を義務付け。【第5条】

（2）法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設

法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程（連携法曹基礎課程）を置こうとする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設。【第6条】

（3）法科大学院における入学者の多様性の確保

法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学選抜における配慮義務を規定。【第10条】

（4）法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定の新設

法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求めることができること等を規定。【第13条】

※ 政令により法科大学院の定員増を認可事項とし、文部科学省告示により入学定員総数につき2,300人程度を上限とする。

8

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の概要（その2）

概 要（続き）

2. 学校教育法の一部改正 【第102条第2項】

大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者（※）を追加。

※ 文部科学省令により、判断材料として、法科大学院の「既修者認定試験」を規定。

3. 司法試験法及び裁判所法の一部改正

- ① 司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加し、受験可能期間の起算点の特則を規定。【司法試験法第4条第2項】
- ② 上記の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件として規定。【裁判所法第66条第1項】
- ③ 司法試験の選択科目相当科目の履修義務付け（※）を含む法科大学院教育の見直しを踏まえ、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止。【司法試験法第5条第3項】
 - ※ 1. （1）①(イ)を踏まえ、文部科学省令において規定。

等

施行期日

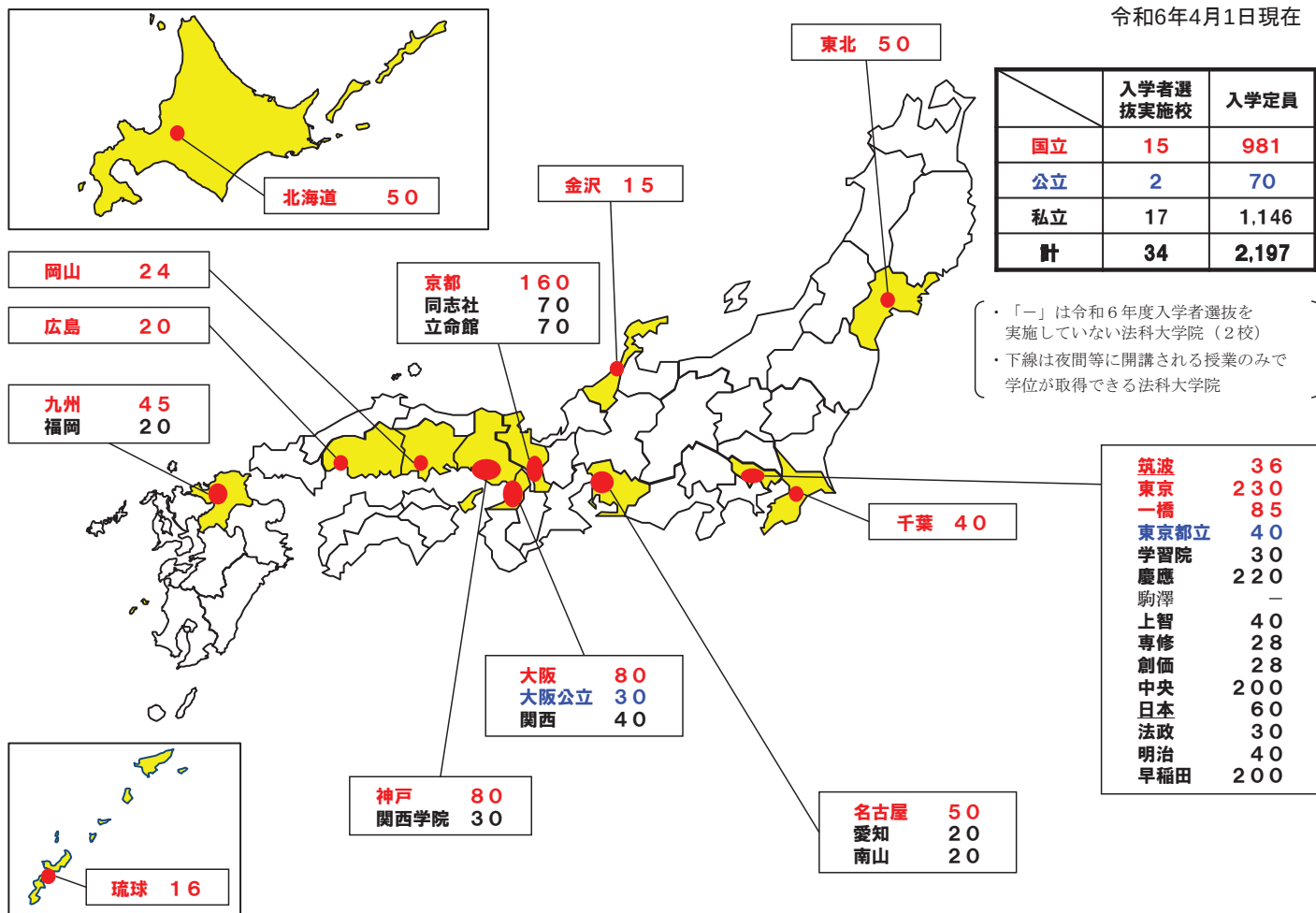
平成32（2020）年4月1日（ただし、1.（4）及び経過措置に係る規定は公布日、3. ①及び②並びに1. のうち3. ①に関係する規定は平成34（2022）年10月1日、3. ③は平成33（2021）年12月1日）

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会の提言等について

年度	法科大学院等特別委員会（法科特委）の提言等	関連施策等	大学全般に関する施策
H19	「司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について（報告）」（H19.12.18）		
H20			○共同教育課程制度の創設に係る省令改正（H20.11.13公布、H21.3.1施行）
H21	「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（H21.4.17） 入学定員の見直し、共通的な到達目標の策定、法律基本科目の量的・質的な充実、質を重視した評価システムの構築等の改善方策を提言。	○「平成21年4月中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告を踏まえた各法科大学院の改善状況（まとめ）」（H22.1.22法科特委 第3ワーキング・グループ） 各法科大学院の改善状況のフォローアップを行い、H22.1.22の法科特委で報告。 ○法律基本科目の量的・質的な充実に係る省令改正（H22.3.10公布、H22.4.1施行） 法学未修1年次において、履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位増加することを可能とすることに伴い、法学既修者の修了要件単位数の在り方を見直し。 ○認証評価の改善に係る省令改正（H22.3.10公布、H22.4.1施行） 認証評価における評価事項（入学者選抜、教員組織、教育課程の編成、修了者の進路）、方法を改善。	
H22		○「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」（H22.9.16文部科学省）（★） 深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため、H24年度予算から公的支援の在り方を見直すことを公表（「入学者選抜における競争倍率」及び「司法試験合格率」を指標として設定） ○「法科大学院における共通的な到達目標」（第二次修正案）（H22.9.16「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」グループ）	
H23			
H24	「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」（H24.7.19） 法科大学院教育の成果の積極的な発信、課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速、法学未修者教育の充実、法科大学院教育の質の改善等の促進に係る改善方策について提言。 「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」（H24.11.30法科特委 法学未修者教育充実のための検討ワーキング・グループ） 法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みである「共通到達度確認試験（仮称）」の実施を提言。	○「公的支援の見直し」を開始（★） H24年度予算から、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進することを目的として開始（H22.9に「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」（文部科学省）で方針を公表） ○「法科大学院教育改善プラン」（H24.7.20文部科学省） H24.7法科特委提言を踏まえ、具体的な改善方策を策定。 ○「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」（H24.9.7文部科学省） 公的支援の見直しの改善として、H26年度予算から、新たに「入学定員の充足率」を指標として追加することを公表。	
H25	「法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について（提言）」（H25.9.18） 「法曹養成制度改革の推進について」（H25.7.16法曹養成制度関係閣僚会議決定）を受け、公的支援の見直し強化策を提言。 「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告」（H25.11.22法科特委 共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ） 共通到達度確認試験（仮称）の目的、内容、実施方法等の基本設計を提言。 「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（H26.3.31） 法学未修者教育について、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化をはじめ、より効果的な教育課程の在り方について検討することを提言。 【参考】「法曹養成制度改革の推進について」（H25.7.16法曹養成制度関係閣僚会議決定）	○「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」（H25.11.11文部科学省）（☆） 「法曹養成制度改革の推進について」（H25.7.16法曹養成制度関係閣僚会議決定）において、公的支援の見直しの強化が求められたことから、H25.9法科特委提言も踏まえ、H27年度予算から、自主的な組織見直しの促進及び先導的な取組の支援を目的とする「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を実施することを公表。	
H26	「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」（H26.10.9） 組織見直しの推進、客観的指標を活用した一層厳格な認証評価の実施等による教育の質の向上、優れた資質を有する志願者の確保に係る施策を提言。	○共通到達度確認試験の試行開始（～H30年度） ○「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（26文科高第393号、H26.8.11） H26.3に法科特委においてまとめられた方向性を踏まえ、関係法令の運用を見直し、法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合に、法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、これまで1年次において6単位まで認められていたものを、1年次と2年次で合わせて10単位程度に増加させるとともに、2年次も含めて、法律基本科目の学修のためであれば、44単位程度まで履修の上限の適切な範囲内であるとした。また、十分な実務経験を有する者について、相当する展開・先端科目に代えて法律基本科目を2～4単位程度履修することも可能であるとした。 ○認証評価の改善に係る省令改正（H27.3.31公布、H27.4.1施行） 認証評価機関が客観的指標（入学者選抜における競争倍率、入学定員充足率、入学者数、司法試験合格率）を適切に活用しつつ、教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、適格認定が厳格に行われるようにするため、評価事項を改善。	
H27	【参考】「法曹養成制度改革の更なる推進について」（H27.6.30法曹養成制度改革推進会議決定）	○「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を開始（☆） H27年度予算から、自主的な組織見直しの促進及び先導的な取組の支援を目的として開始（H25.11に「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」（文部科学省）で方針を公表）	
H28	「統一適性試験の在り方について（提言）」（H28.9.26） 統一適正試験の利用を法科大学院の任意とすべきであること、法学未修者選抜についてのガイドライン策定が必要であることなどを提言。	○「法科大学院未修者等選抜ガイドライン」（H29.2.13法科特委）	
H29			○教育課程連携協議会の設置を専門職大学院に義務付けるなどの省令改正（H29.9.8公布、H31.4.1施行）
H30	「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（H30.3.13） 法科大学院と法学部等との連携強化、法学部の法曹コースの在り方、法学未修者教育の質の改善等を提言。	○法科大学院全国統一適性試験の任意化 ○入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」とする基準の見直しに係る告示改正（H30.3.30公布、H30.4.1施行） 法科大学院の入学者選抜について、入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の割合が3割以上となるように努めなければならないこととしている規定を削除。	○専門職大学院の専任教員に係る要件の緩和のための省令改正（H30.3.30公布、H30.4.1施行）
R1（H31）		○法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部改正（R元.6.26公布、R2.4.1施行等） 法科大学院における教育の充実、「3+2」（法曹コース3年＋法科大学院2年）を幹とする制度改革、法科大学院の定員を管理、司法試験受験資格の見直し（法科大学院在学中受験資格の導入）等。 ○共通到達度確認試験の本格実施開始	
R2	「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」（R2.6.17） 形式的な評価の効率化、教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価など、認証評価機関として取り組むべき方向性を提言。 「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」（R3.2.3） 学修者本位の教育の実現、社会人学生等の実態に配慮した学修体制、効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働などの対応策を提言。	○「法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）」の設定（R2.6.22文部科学省）	○大学等連携推進法人の制度創設に係る省令改正（R3.2.26公布、同日施行）
R3		○「法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究」を実施（受託機関：一般社団法人法曹養成ネットワーク）	
R4	「第11期の議論のまとめ ～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～」（R5.2.16） 新たな一貫教育制度（「3+2」）、法学未修者教育、複数の法科大学院の連携、地域の自治体や法曹界、産業界との連携、法科大学院等の魅力や特色の発信に係る改善の提案や好事例を整理。		○教育研究組織等の規程の整備に係る大学設置基準等の改正（R4.9.30公布、R4.10.1施行）
R5			
R6	「第12期の審議のまとめ ～法科大学院制度の20年の歩みと法科大学院教育の更なる発展・充実～」（R7.2.20）		

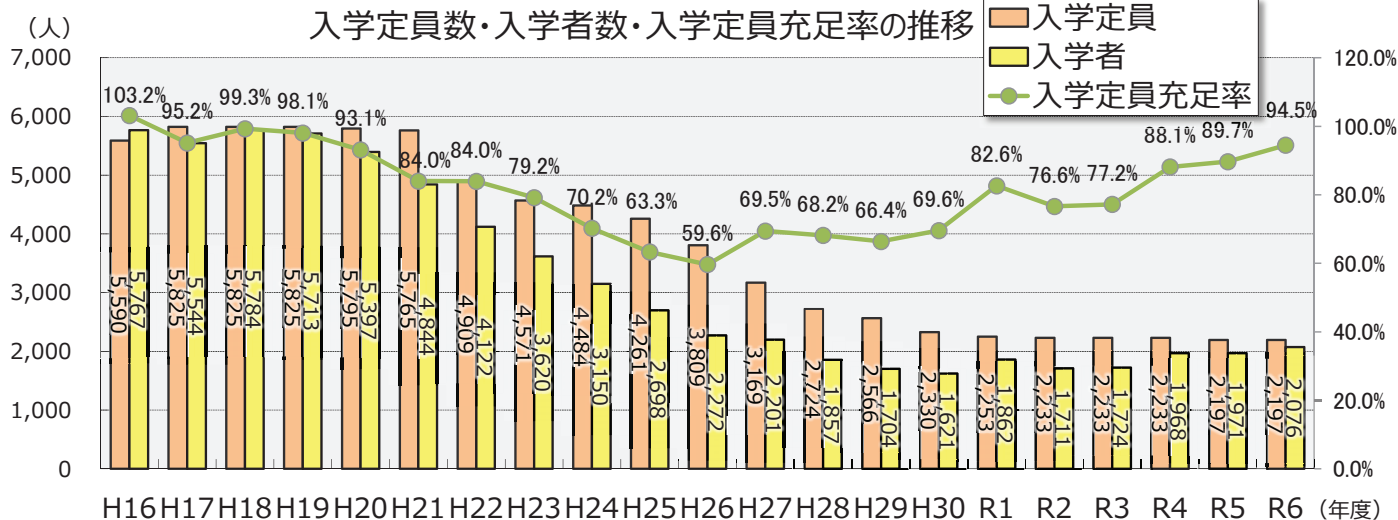
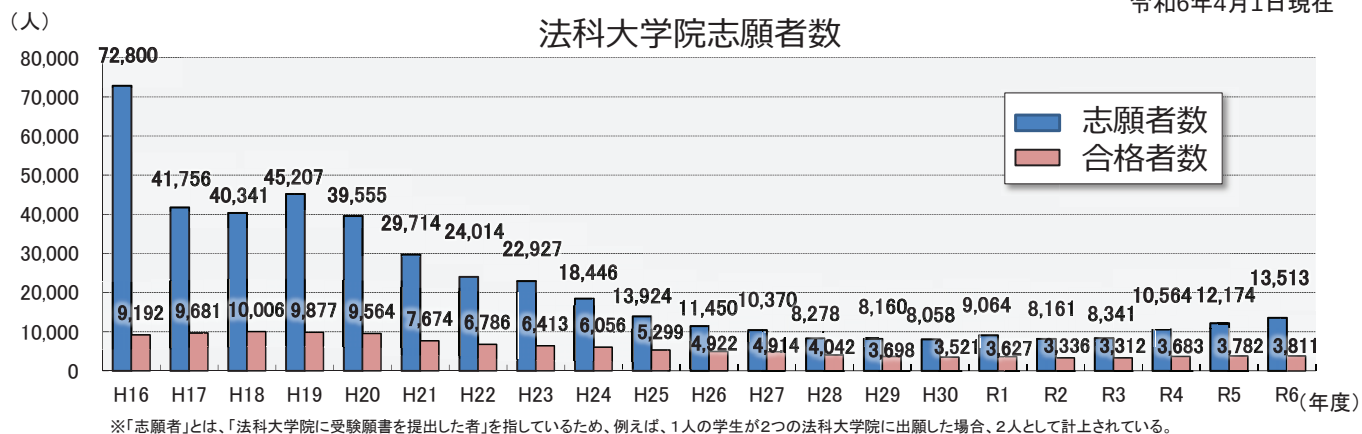
法科大学院の設置状況（令和6年度）

令和6年4月1日現在

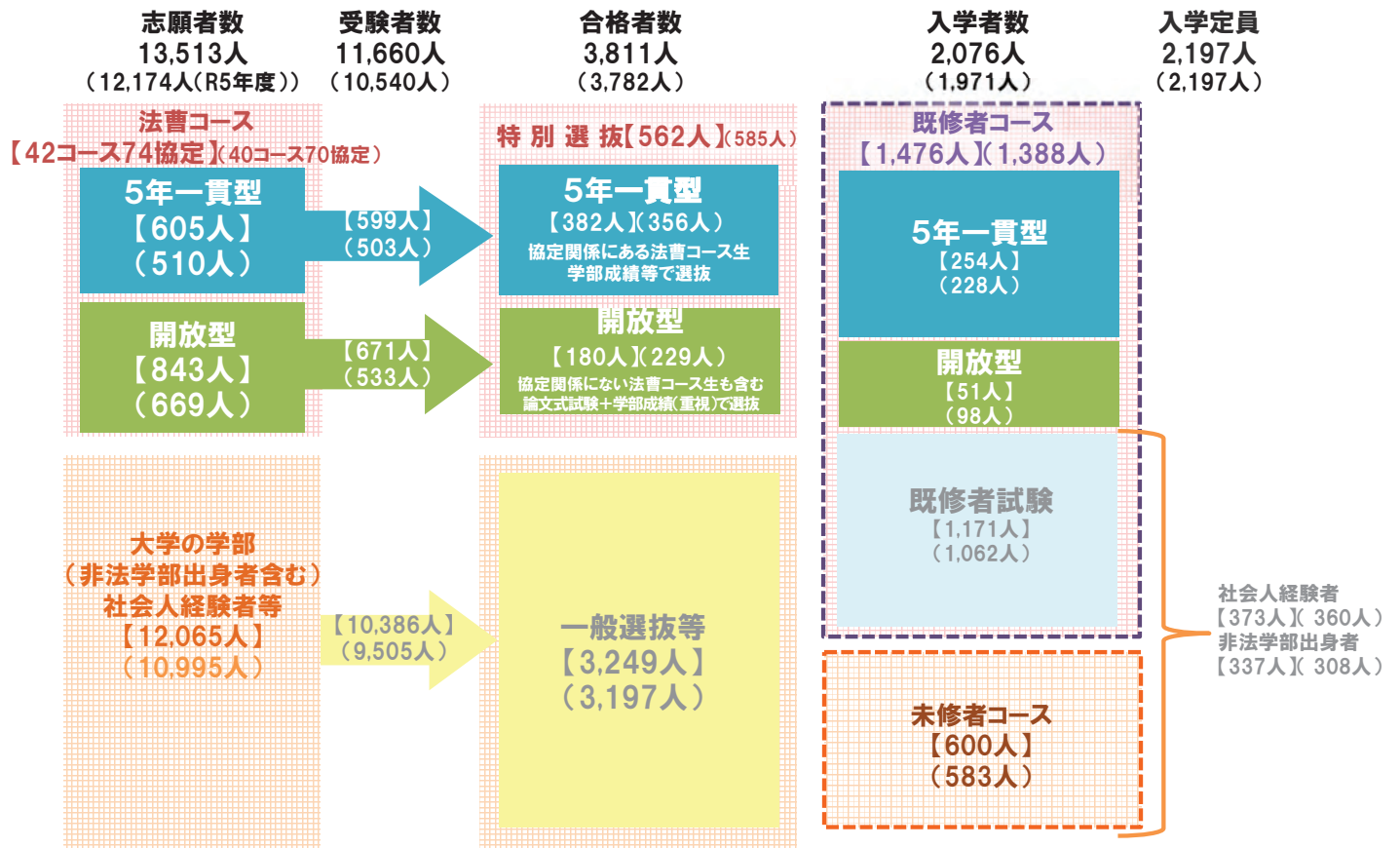


志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移

令和6年4月1日現在



令和6年度法科大学院入学選抜の全体像



※特別選抜の募集は、当該大学院の入学定員の2分の1を超えない範囲内において行う。
 ※志願者数、受験者数、合格者数は併願者を含んだ延べ人数を計上。
 ※丸かつこ内は令和5年度の数値。

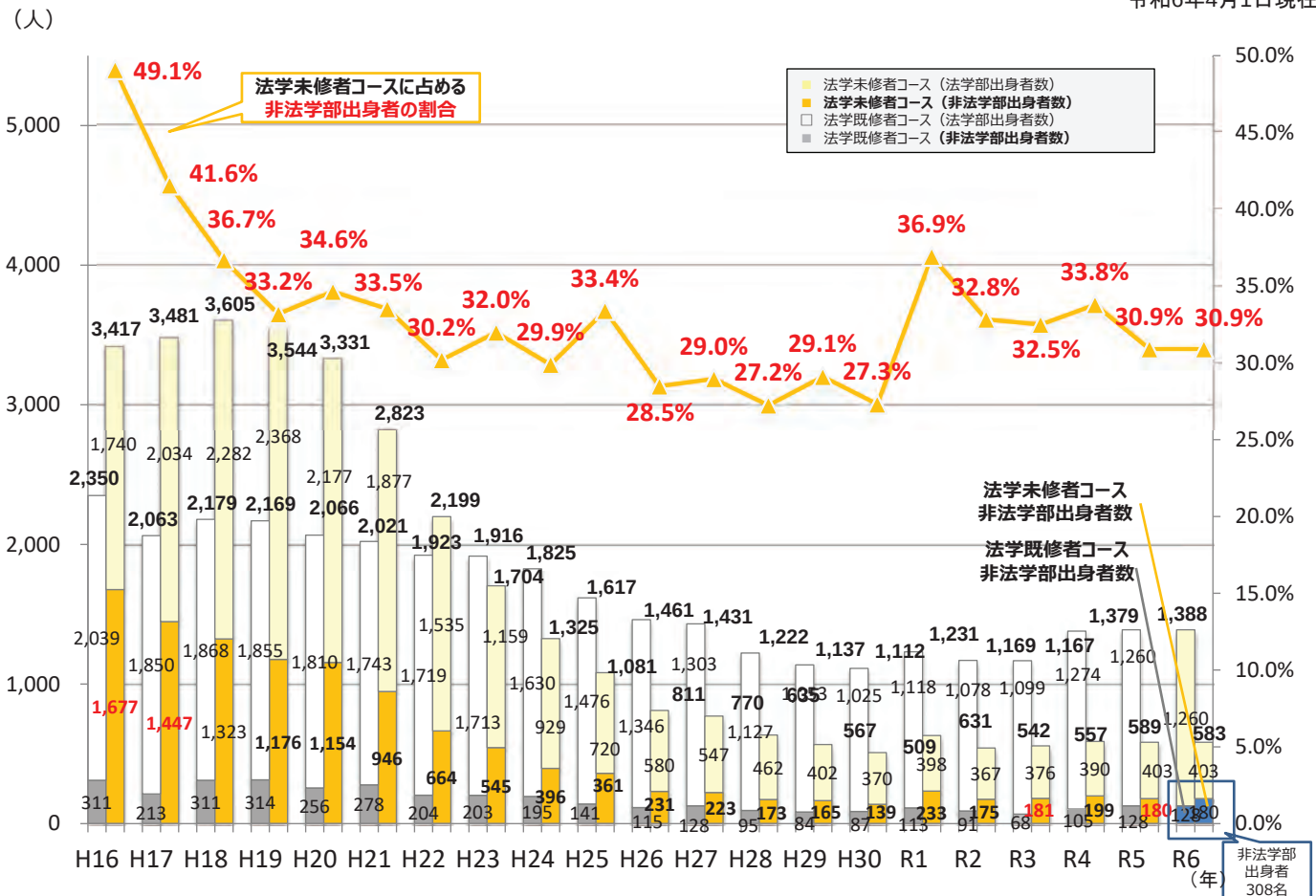
令和6年4月1日現在

各法科大学院の令和2年度～令和6年度入学者選抜実施状況等

		入学者選抜実施状況																																												
		入学定員					志願者数					受験者数					合格者数					入学者数															競争倍率					入学定員充足率				
		R6	R5	R4	R3	R2	R6	R5	R4	R3	R2	R6	R5	R4	R3	R2	R6	R5	R4	R3	R2	R6	うち 社会人	うち 法学 以外 出身	R5	うち 社会人	うち 法学 以外 出身	R4	うち 社会人	うち 法学 以外 出身	R3	うち 社会人	うち 法学 以外 出身	R2	うち 社会人	うち 法学 以外 出身	R6	R5	R4	R3	R2	R6	R5	R4	R3	R2
1	北海道大学	50	50	50	50	50	164	172	172	118	113	129	141	137	98	101	58	61	64	41	41	51	15	13	48	5	7	44	8	4	26	2	2	30	4	5	2.22	2.31	2.14	2.39	2.46	1.02	0.96	0.88	0.52	0.60
2	東北大学	50	50	50	50	50	445	369	281	216	183	384	306	223	175	138	90	89	106	84	68	51	7	4	50	6	7	61	11	3	49	8	2	52	10	4	4.27	3.44	2.10	2.08	2.03	1.02	1.00	1.22	0.98	1.04
3	筑波大学	36	36	36	36	36	348	277	201	145	144	297	249	179	120	131	44	41	40	43	46	37	37	18	34	34	16	35	35	24	39	39	20	42	42	28	6.75	6.07	4.48	2.79	2.85	1.03	0.94	0.97	1.08	1.17
4	千葉大学	40	40	40	40	40	209	180	152	140	108	173	152	124	115	100	77	66	54	46	40	51	10	9	32	7	3	28	7	3	26	7	3	23	2	4	2.25	2.30	2.30	2.50	2.50	1.28	0.80	0.70	0.65	0.58
5	東京大学	230	230	230	230	230	1,233	901	689	732	590	1,072	777	626	695	536	244	277	244	246	232	197	19	25	207	17	31	218	24	35	203	19	24	209	20	34	4.39	2.81	2.57	2.83	2.31	0.86	0.90	0.95	0.88	0.91
6	一橋大学	85	85	85	85	85	313	402	559	401	227	313	402	480	342	227	97	91	92	107	92	89	11	15	84	10	11	90	6	11	96	6	10	87	4	4	3.23	4.42	5.22	3.20	2.47	1.05	0.99	1.06	1.13	1.02
7	金沢大学	15	15	15	15	15	45	40	62	41	40	41	31	51	32	34	18	22	23	18	15	10	2	3	14	3	1	14	2	2	9	5	4	10	1	0	2.28	1.41	2.22	1.78	2.27	0.67	0.93	0.93	0.60	0.67
8	名古屋大学	50	50	50	50	50	216	233	182	147	121	178	195	145	114	94	70	77	72	57	46	60	12	6	54	14	12	57	13	7	36	6	6	34	6	7	2.54	2.53	2.01	2.00	2.04	1.20	1.08	1.14	0.72	0.68
9	京都大学	160	160	160	160	160	603	528	529	457	522	559	478	487	419	459	198	190	188	179	170	151	17	20	157	17	11	155	18	20	159	19	20	158	23	19	2.82	2.52	2.59	2.34	2.70	0.94	0.98	0.97	0.99	0.99
10	大阪大学	80	80	80	80	80	597	531	525	412	405	474	436	443	357	340	199	195	192	174	165	90	12	17	81	14	15	94	11	11	86	11	12	82	10	8	2.38	2.24	2.31	2.05	2.06	1.13	1.01	1.18	1.08	1.03
11	神戸大学	80	80	80	80	80	647	648	452	400	376	567	550	418	352	328	187	170	161	162	161	88	18	10	71	18	8	70	9	9	66	3	6	77	12	5	3.03	3.24	2.60	2.17	2.04	1.10	0.89	0.88	0.83	0.96
12	岡山大学	24	24	24	24	24	112	125	65	63	64	97	112	55	50	51	34	47	26	25	23	22	2	3	24	4	3	19	3	1	14	1	1	19	1	0	2.85	2.38	2.12	2.00	2.22	0.92	1.00	0.79	0.58	0.79
13	広島大学	20	20	20	20	20	122	148	93	60	85	109	134	89	52	75	34	37	43	25	32	17	4	0	25	3	5	20	4	3	15	3	3	18	7	4	3.21	3.62	2.07	2.08	2.34	0.85	1.25	1.00	0.75	0.90
14	九州大学	45	45	45	45	45	175	178	169	134	133	145	146	141	109	111	55	63	58	53	54	37	11	10	45	5	6	44	8	7	37	4	2	35	9	4	2.64	2.32	2.43	2.06	2.06	0.82	1.00	0.98	0.82	0.78
15	琉球大学	16	16	16	16	16	50	43	54	36	65	47	39	49	34	61	19	15	17	17	27	10	0	2	10	2	1	15	2	3	13	6	6	14	4	3	2.47	2.60	2.88	2.00	2.26	0.63	0.63	0.94	0.81	0.88
16	東京都立大学	40	40	40	40	40	287	262	167	115	149	233	230	121	102	129	60	77	41	38	55	43	11	6	54	14	16	19	7	3	25	7	4	37	10	7	3.88	2.99	2.95	2.68	2.35	1.08	1.35	0.48	0.63	0.93
17	大阪公立大学	30	30	30	30	30	218	157	102	125	113	155	97	75	94	95	53	42	44	47	47	35	12	7	27	6	3	23	9	8	23	6	6	19	9	5	2.92	2.31	1.70	2.00	2.02	1.17	0.90	0.77	0.77	0.63
18	学習院大学	30	30	30	30	30	129	152	109	84	85	116	124	90	70	73	33	46	38	25	26	23	12	11	25	13	8	21	13	6	16	8	6	15	5	2	3.52	2.70	2.37	2.80	2.81	0.77	0.83	0.70	0.53	0.50
19	慶應義塾大学	220	220	220	220	220	1,134	1,231	1,145	897	905	1,026	1,131	1,065	805	834	348	376	382	399	415	200	24	22	188	18	22	163	18	22	150	12	15	134	15	19	2.95	3.01	2.79	2.02	2.01	0.91	0.85	0.74	0.68	0.61
20	上智大学	40	40	40	40	40	174	173	161	104	150	142	140	138	85	128	41	43	41	36	51	22	6	8	29	5	8	25	5	7	17	8	5	27	10	10	3.46	3.26	3.37	2.36	2.51	0.55	0.73	0.63	0.43	0.68
21	専修大学	28	28	28	28	28	348	290	221	131	168	312	259	194	110	159	39	32	44	43	44	17	3	6	16	8	3	27	10	8	23	13	5	22	12	7	8.00	8.09	4.41	2.56	3.61	0.61	0.57	0.96	0.82	0.79
22	創価大学	28	28	28	28	28	51	62	87	53	67	49	61	80	49	61	25	29	36	24	28	18	2	1	21	2	1	23	2	4	16	1	3	16	0	0	1.96	2.10	2.22	2.04	2.18	0.64	0.75	0.82	0.57	0.57
23	中央大学	200	200	200	200	200	1,138	1,143	1,094	866	854	1,081	1,088	1,041	817	817	521	506	467	388	408	148	21	21	124	10	22	132	12	20	99	10	16	86	5	8	2.07	2.15	2.23	2.11	2.00	0.74	0.62	0.66	0.50	0.43
24	日本大学	60	60	60	60	60	506	383	275	160	153	446	345	250	143	147	55	55	59	55	69	36	24	17	42	25	11	41	30	16	37	19	10	38	29	17	8.11	6.27	4.24	2.60	2.13	0.60	0.70	0.68	0.62	0.63
25	法政大学	30	30	30	30	30	340	246	183	146	161	298	199	147	113																															

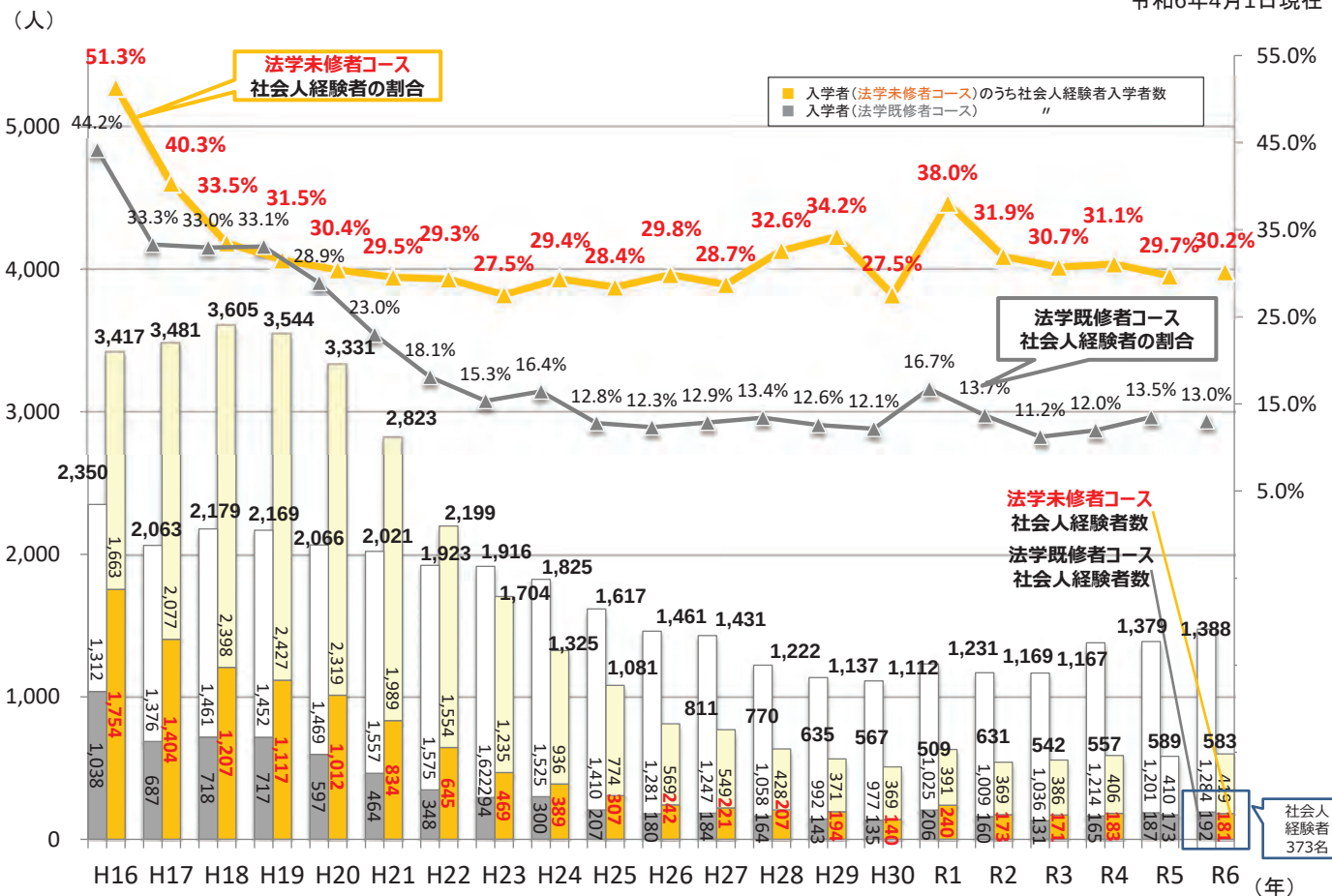
入学者数の推移（非法学部出身者関係）

令和6年4月1日現在

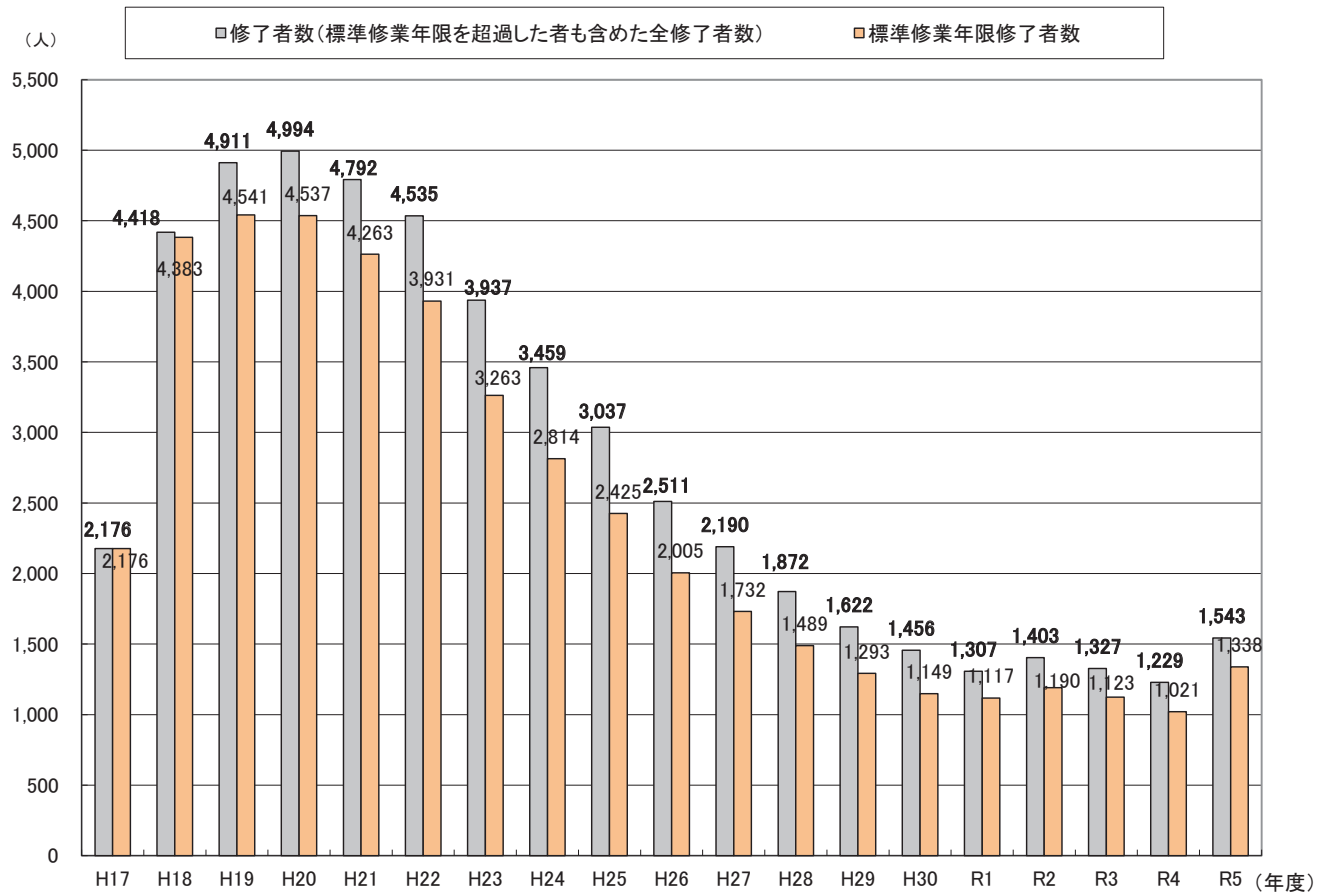


入学者数の推移（社会人経験者関係）

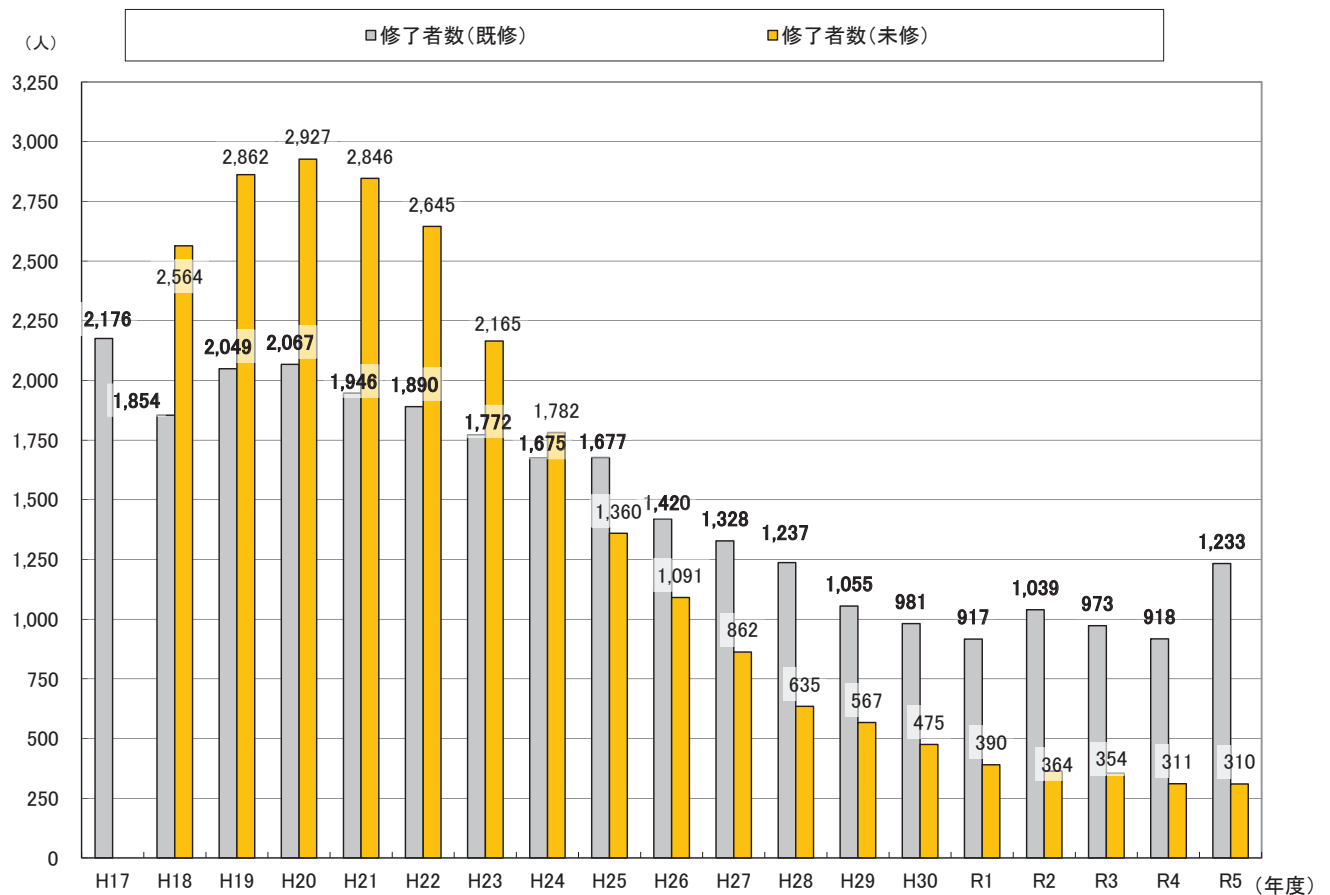
令和6年4月1日現在



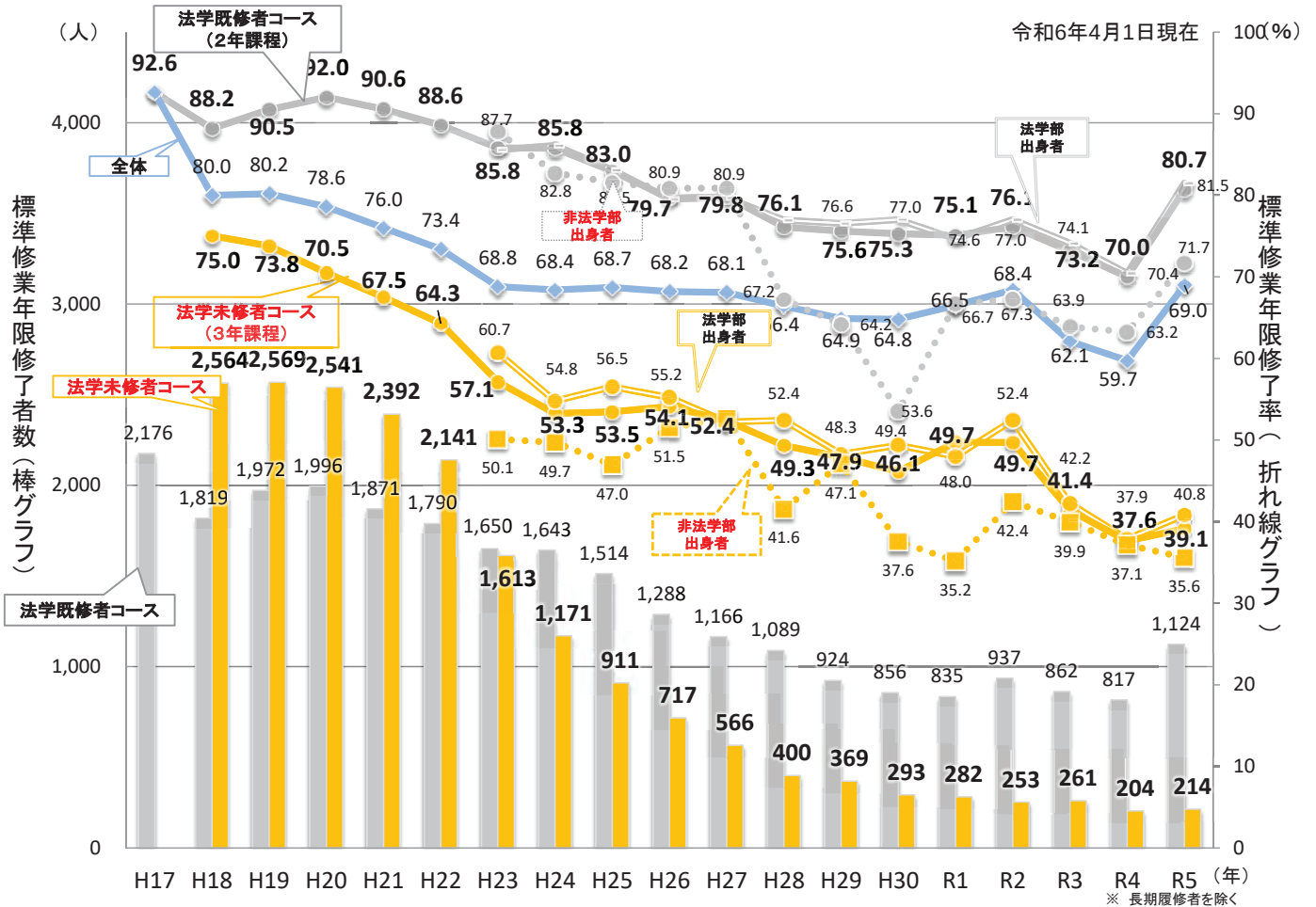
法科大学院修了者数の推移



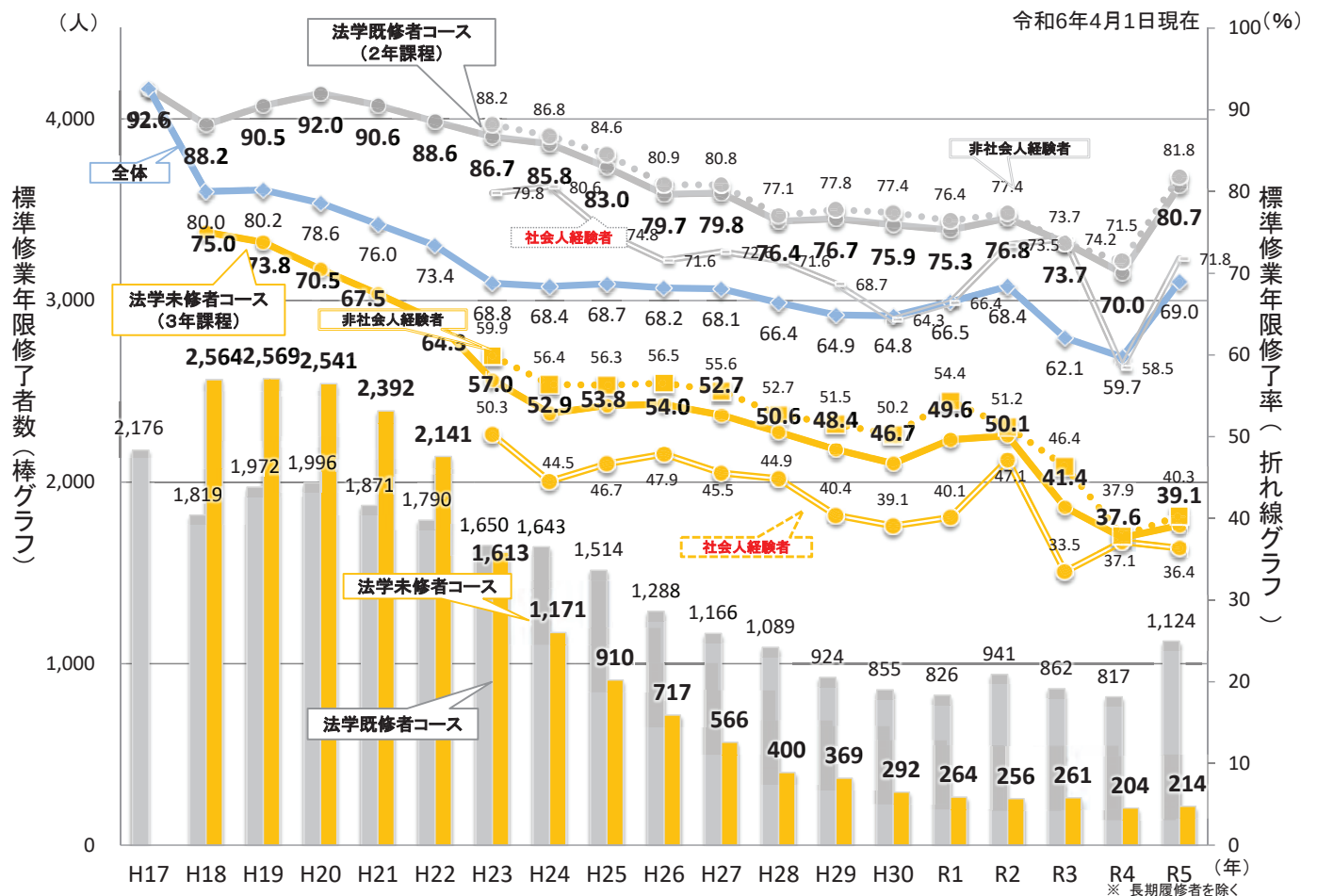
法科大学院修了者数の推移(既修・未修別)



法科大学院標準修業年限修了者数・修了率の推移(非法学部出身者関係)



法科大学院標準修業年限修了者数・修了率の推移(社会人経験者関係)



法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）

○ 法科大学院等全体としての司法試験合格率目標

（１）累積合格率

a. 全体

- ・ 令和 6 年度（2024 年度） 70%以上
- ・ 令和 11 年度（2029 年度） 75%以上

（参考）

令和元年度	修了者の修了後 5 年目までの累積合格率	74.1%
平成 30 年度	〃	72.9%
平成 29 年度	〃	70.4%
平成 28 年度	〃	66.8%
平成 27 年度	〃	64.7%

b. 未修者

- ・ 令和 6 年度（2024 年度） 50%以上
- ・ 令和 11 年度（2029 年度） 55%以上

（参考）

令和元年度	修了者の修了後 5 年目までの累積合格率	56.6%
平成 30 年度	〃	49.1%
平成 29 年度	〃	49.4%
平成 28 年度	〃	48.5%
平成 27 年度	〃	44.8%

（２）修了後 1 年目までの司法試験合格率（在学中合格含む）

- ・ 令和 6 年度（2024 年度） 50%以上
- ・ 令和 11 年度（2029 年度） 55%以上

（参考）

令和 5 年度	修了者の修了後 1 年目の合格率	63.0%
令和 4 年度	〃	55.5%
令和 3 年度	〃	55.1%
令和 2 年度	〃	53.6%
令和 元年度	〃	52.4%

（３）法曹コース修了者のうち、学部 3 年で進学した者の修了後 1 年目までの合格率（在学中合格含む）

- ・ 令和 6 年度（2024 年度） 65%以上
- ・ 令和 11 年度（2029 年度） 70%以上

（参考）

令和 5 年度	修了者のうち、法曹コース修了者で学部 3 年までに進学した者の修了後 1 年目までの合格率	82.8%
	(149 / 180 人)	
令和 4 年度	修了者のうち、早期卒業及び飛び入学により入学した者に占める修了後 1 年目合格者の割合	78.6%
	(66 / 84 人)	
令和 3 年度	〃	62.6%
	(57 / 91 人)	
令和 2 年度	〃	66.2%
	(51 / 77 人)	
令和 元年度	〃	57.1%
	(28 / 49 人)	

※いずれも既修者コース出身者のみ

○ 法科大学院入学者数目標

- ・ 令和 6 年度（2024 年度） 2,000 人以上
- ・ 令和 11 年度（2029 年度） 2,200 人以上

（参考）

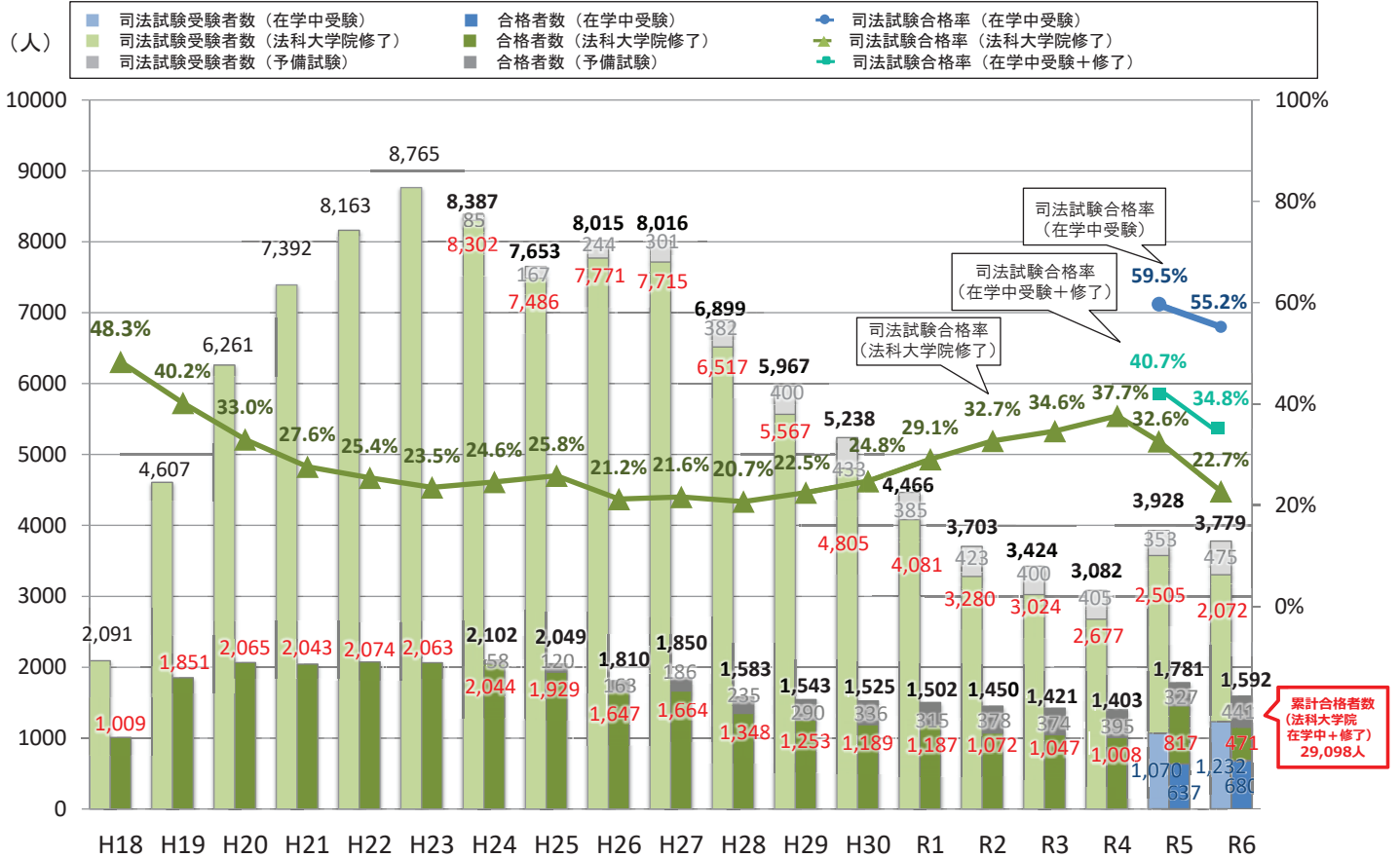
令和 6 年度	入学者数	2,076 人
令和 5 年度	〃	1,971 人
令和 4 年度	〃	1,968 人
令和 3 年度	〃	1,724 人
令和 2 年度	〃	1,711 人

※令和 11 年度の KPI については、令和 6 年度の達成状況に応じて必要な見直しを行う。

※募集停止・廃止をした法科大学院はデータから除外している。

※法科大学院入学者数については、令和 11 年度における入学定員が 2,200 人を下回っている状況も予想されることから、令和 11 年度時点の状況も踏まえて評価する。

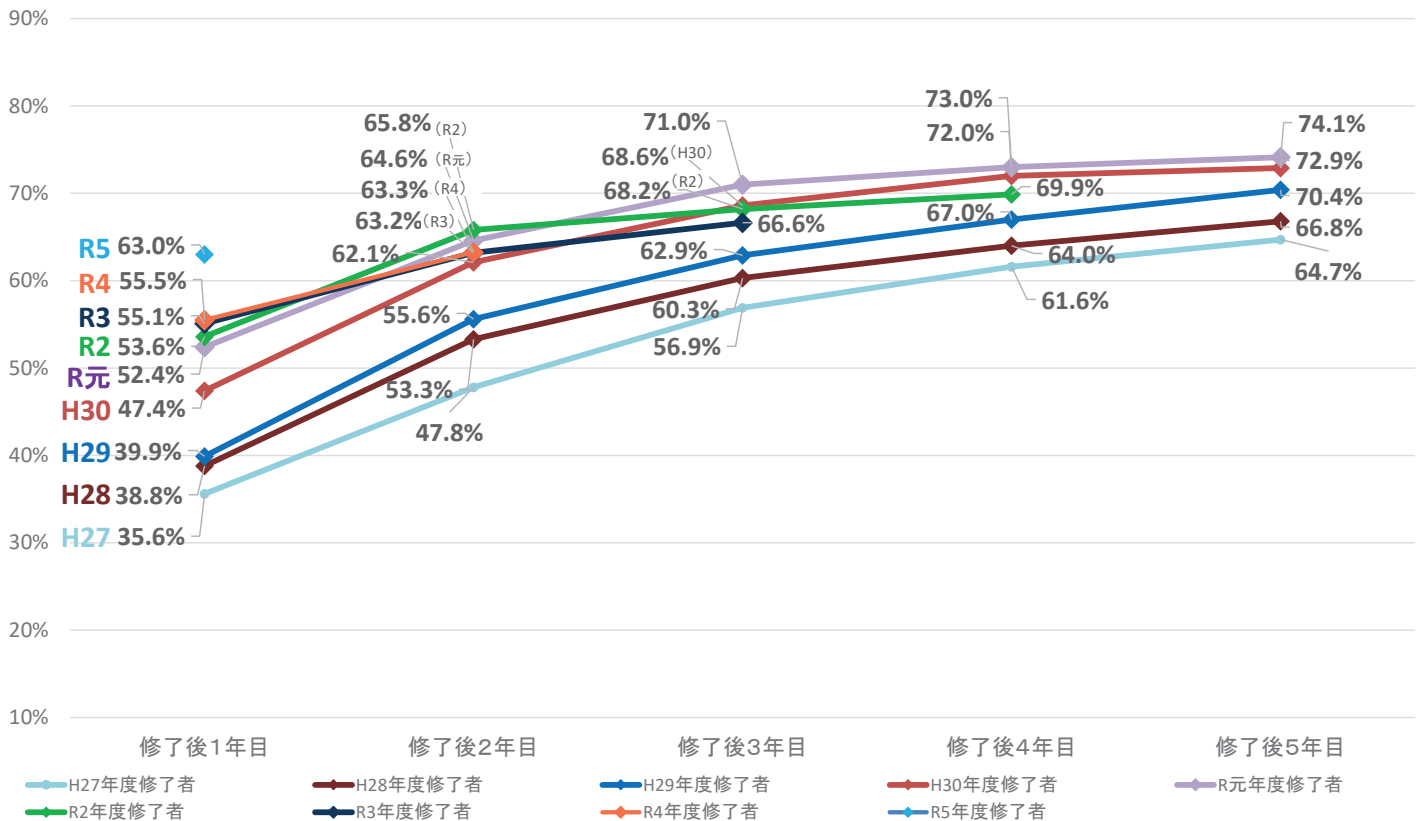
司法試験合格率（単年）の推移



（出典：法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成）

※募集停止・廃止校を含む。平成18年の受験者は、法学既修者コースの修了者のみ。

法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（全体）



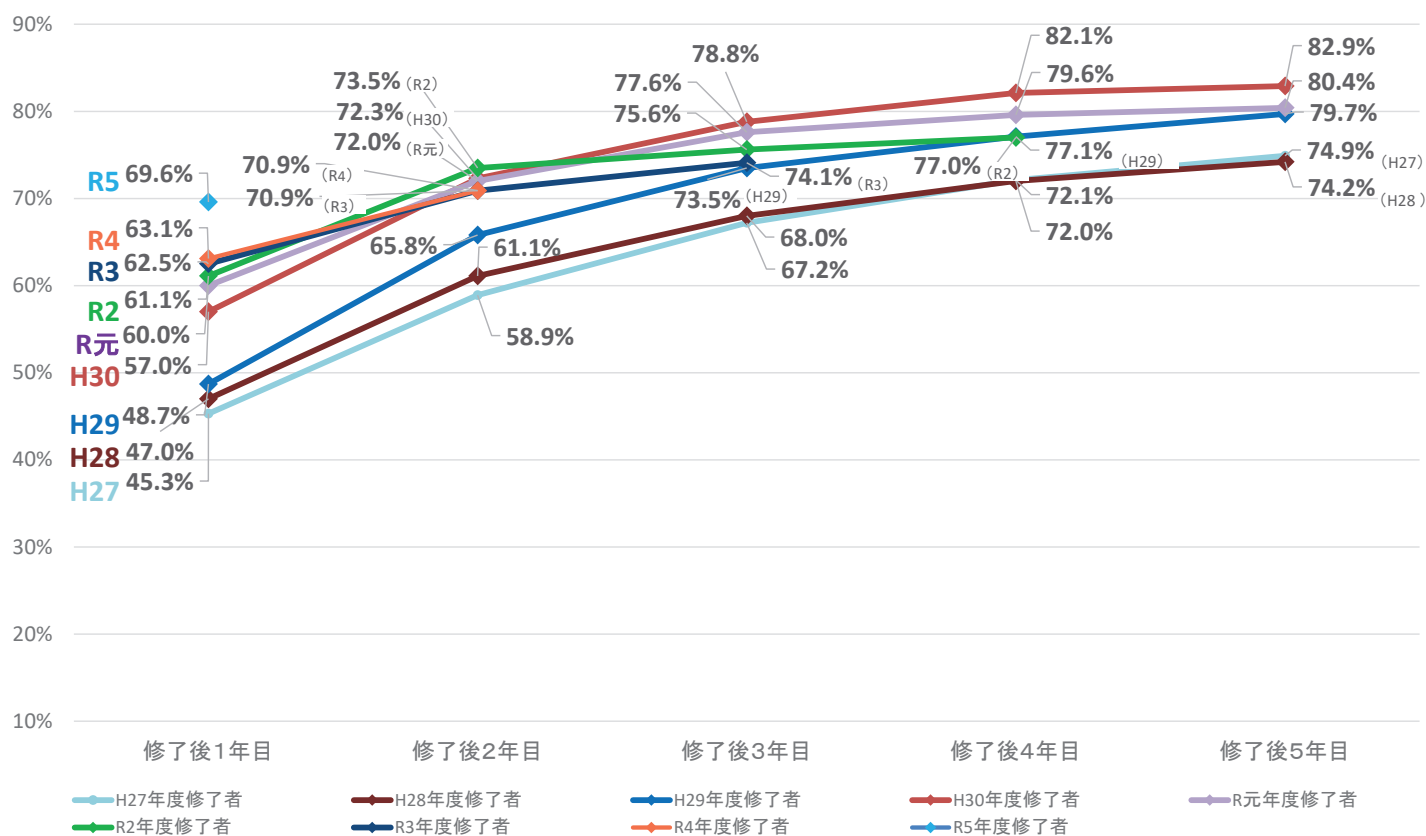
（出典：法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成）

※各年の司法試験実施時の募集停止・廃止校を除く。

<参考>

令和6年司法試験の在学中受験資格に基づく合格率 55.4%

法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（既修）



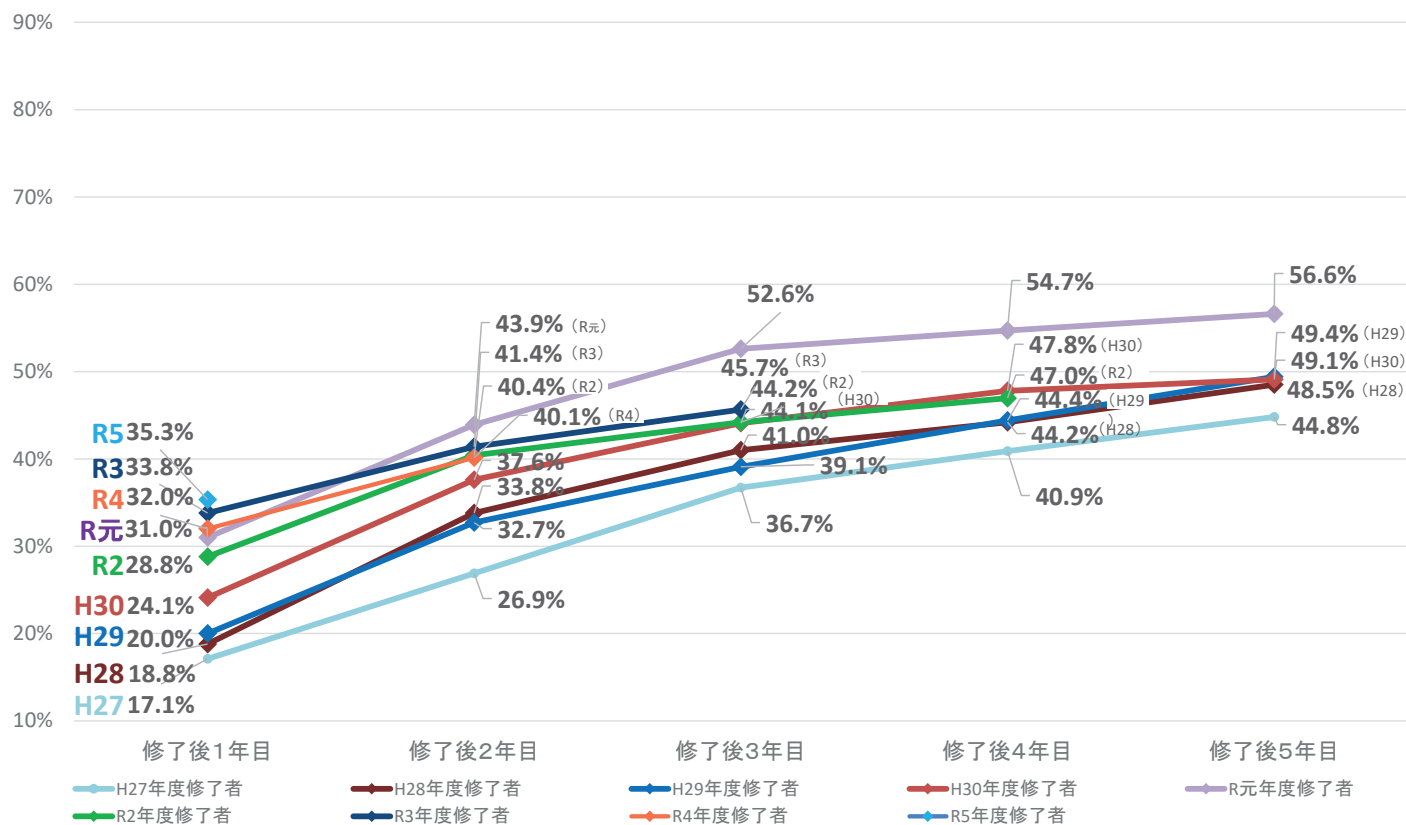
（出典：法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成）

※各年の司法試験実施時の募集停止・廃止校を除く。

<参考>

令和6年司法試験の在学中受験資格に基づく合格率 61.3%

法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（未修）



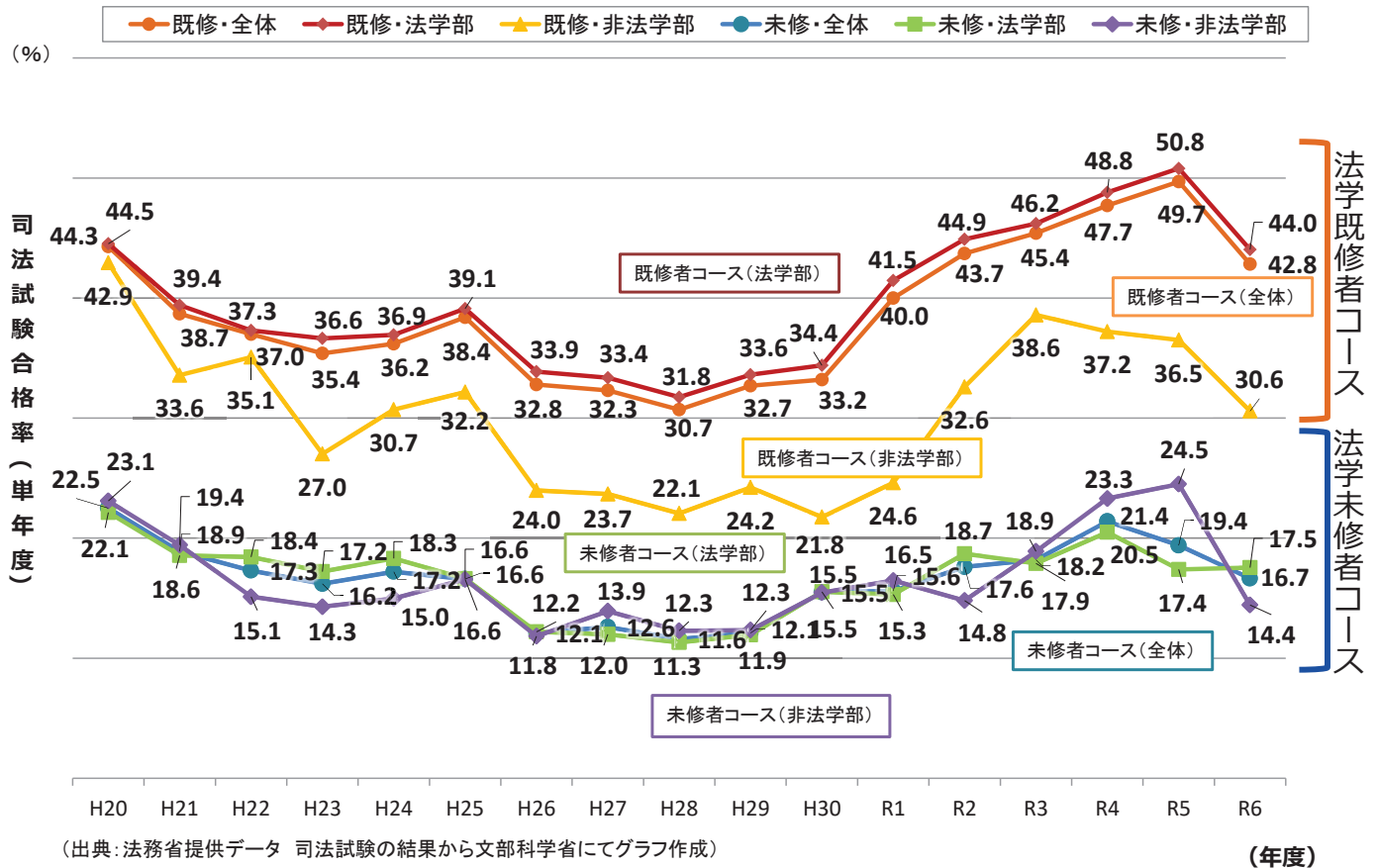
（出典：法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成）

※各年の司法試験実施時の募集停止・廃止校を除く。

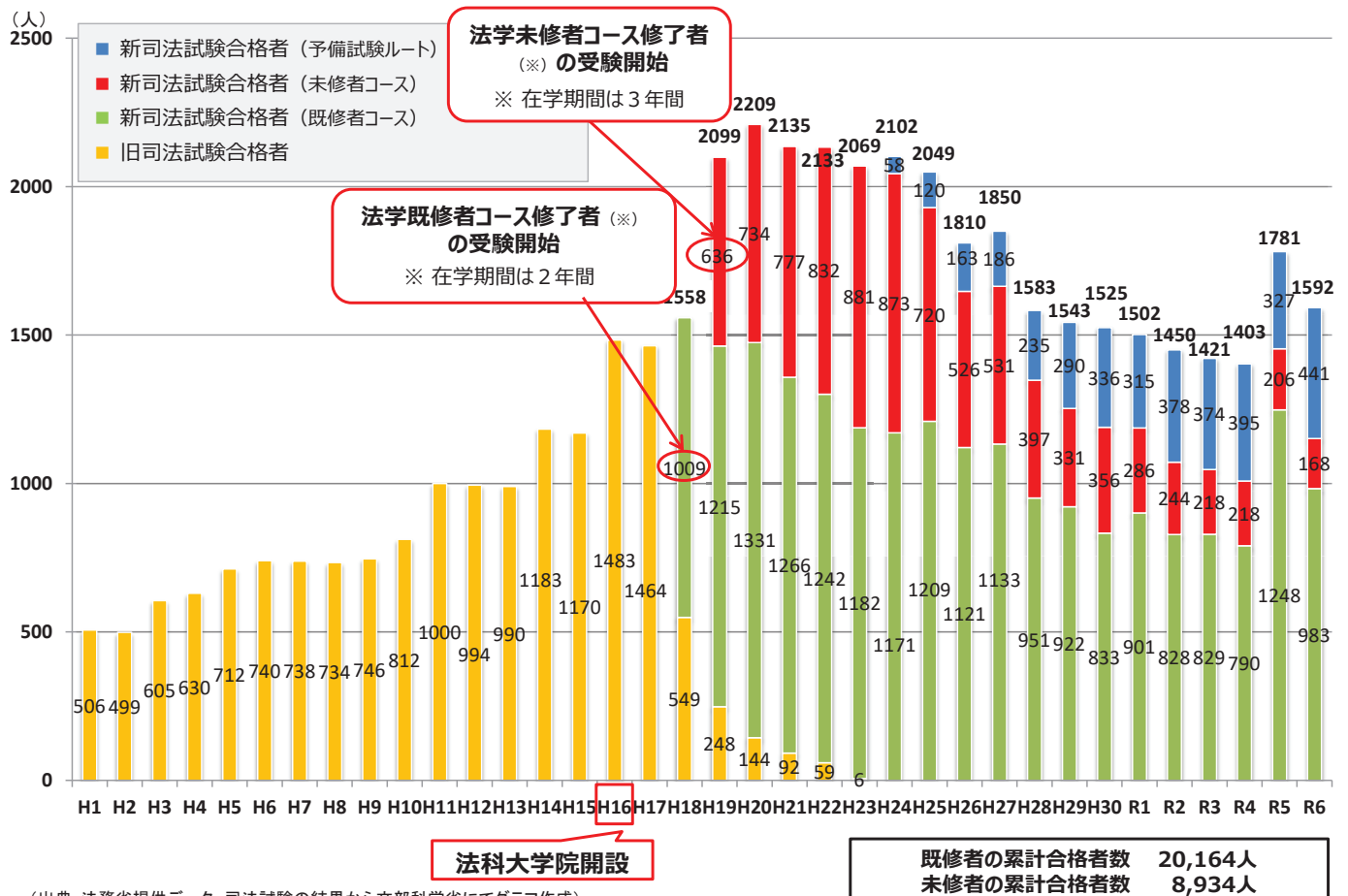
<参考>

令和6年司法試験の在学中受験資格に基づく合格率 29.5%

司法試験合格率の推移（単年度）（未修/既修、法学部/非法学部別）



司法試験合格者数のこれまでの推移（旧司法試験合格者を含む）



法曹養成連携協定による法曹養成ルート（3 + 2）概要

- ✓ 法曹コース（※１）とは、法曹（裁判官・検察官・弁護士）を目指す学生が大学の学部段階から法曹になるための教育を受けることができるコース。

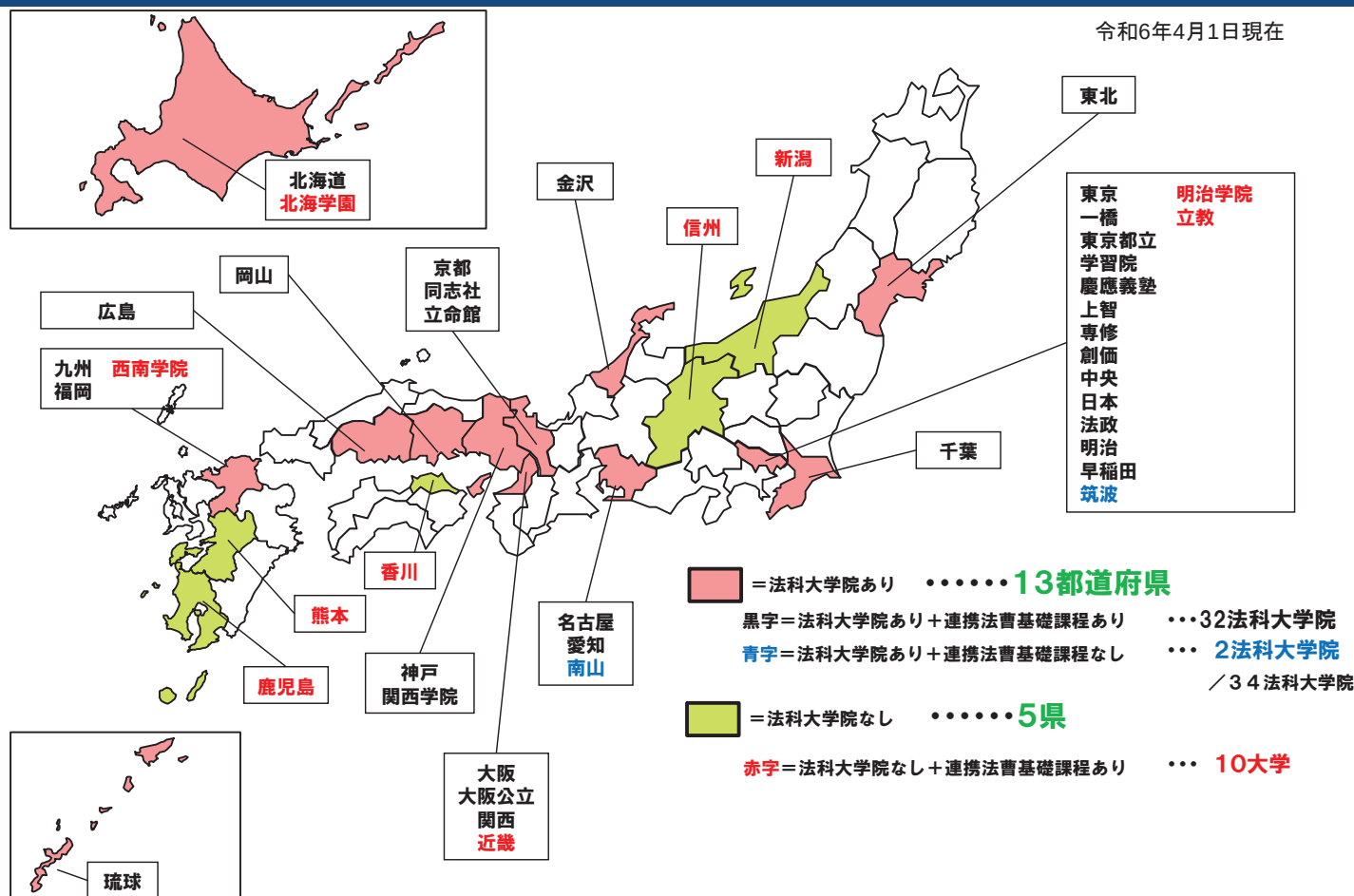
※ 1 正式名称「連携法曹基礎課程」。法学部などの法学を学ぶ学部設置されている。連携する法科大学院と「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定。

- ✓ 法科大学院との連携協力のもとで、体系的・一貫的な学修をすることが可能。大学３年で早期卒業して、法科大学院（既修者コース：２年）に進学し、法曹となることを目指す（※２）

※2 早期卒業し、在学中受験で司法試験に合格した場合、法曹として活躍するまでの期間を従来より約2年短縮することが可能。



連携法曹基礎課程(法曹コース)の設置状況



法曹コース数・・・42コース

協定数・・・74協定（42の法曹コースがそれぞれの法科大学院と締結した協定数）

法曹コースを置く大学	連携法科大学院	法曹コースを置く大学	連携法科大学院
1.北海道大学	北海道大学	22.北海学園大学	北海道大学
2.東北大学	東北大学	23.学習院大学	学習院大学、慶應義塾大学、中央大学
3.千葉大学	千葉大学	24.慶應義塾大学	慶應義塾大学
4.東京大学	東京大学	25.上智大学	上智大学
5.一橋大学	一橋大学	26.専修大学	専修大学
6.新潟大学	東北大学、神戸大学、慶應義塾大学、中央大学	27.創価大学	創価大学
7.金沢大学	金沢大学	28.中央大学	中央大学
8.信州大学	慶應義塾大学、中央大学、東京都立大学	29.日本大学	日本大学
9.名古屋大学	名古屋大学	30.法政大学	法政大学
10.京都大学	京都大学	31.明治大学	慶應義塾大学、中央大学、明治大学
11.大阪大学	大阪大学	32.明治学院大学	千葉大学、東京都立大学、慶應義塾大学、中央大学、明治大学、早稲田大学
12.神戸大学	神戸大学	33.立教大学	慶應義塾大学、中央大学、早稲田大学
13.岡山大学	岡山大学	34.早稲田大学	早稲田大学
14.広島大学	広島大学	35.愛知大学	愛知大学
15.香川大学	大阪大学、広島大学、岡山大学	36.同志社大学	神戸大学、同志社大学
16.九州大学	九州大学	37.立命館大学	名古屋大学、神戸大学、中央大学、立命館大学
17.熊本大学	神戸大学、九州大学、中央大学、早稲田大学	38.関西大学	関西大学
18.鹿児島大学	千葉大学、神戸大学、九州大学、中央大学	39.関西学院大学	関西学院大学
19.琉球大学	琉球大学	40.近畿大学	神戸大学
20.東京都立大学	東京都立大学	41.西南学院大学	九州大学、学習院大学、中央大学、早稲田大学、同志社大学
21.大阪公立大学	大阪公立大学	42.福岡大学	福岡大学

令和6年度 法曹コースの実態調査（概要）

I 基本情報

- ✓ 令和6年4月1日時点において、42大学に法曹コースが設置され、法科大学院と合計74の連携協定が締結。
- ✓ 法曹コース在籍者数は、令和3年度は2,354人、令和4年度は3,057人、令和5年度は3,413人。
- ✓ 法曹コース修了者のうち、法科大学院へ進学した者は、令和3年度は88.6%（241人）、令和4年度は79.5%（448人）、令和5年度は73.4%（493人）。（修了者に占める進学者の割合は学内における法科大学院の有無と関係しない。）
- ✓ 法科大学院の入学者選抜全体で、法曹コース修了後に早期卒業等の制度を活用し法科大学院へ入学した者の数は、令和4年度が241人、令和5年度が218人、令和6年度は231人。

II 法曹コースの登録・進級時の選抜、修了要件等

- ✓ 法曹コース登録時に学業成績等による選抜を実施している大学は30コース。
- ✓ 早期卒業（3年次卒業）認定要件として法曹コース独自の要件を設けている大学は41コース。大学によっては、早期卒業を希望する学生に対して、指導・助言や履修登録単位数の上限緩和等を実施。

III 法曹コースの教育

- ✓ 法科大学院における教育との円滑な接続を図るため、
 - ・連携先の法科大学院との共同開講科目の開設、法科大学院教員が担当する科目の開設、実務家教員の参画等
 - ・少人数かつ双方向又は多方向で行う科目の開設、法科大学院における導入科目の開設等を実施。

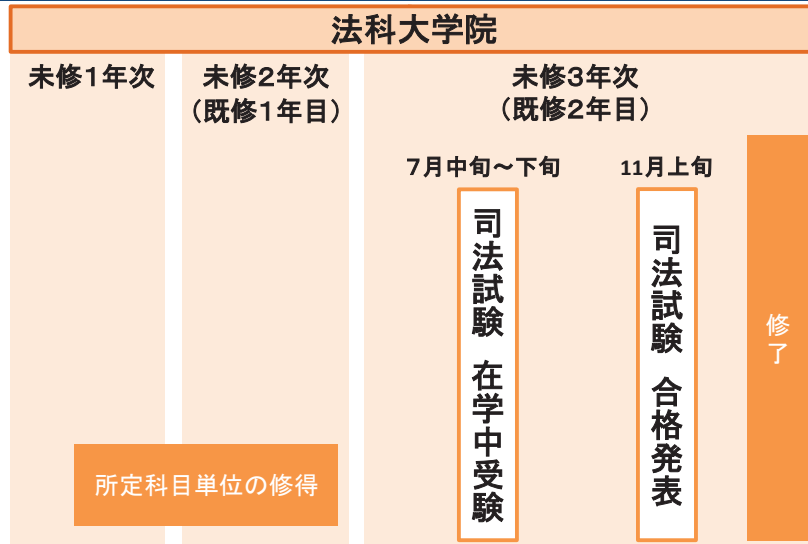
IV 学生指導、広報活動、法曹コースの学生の様子

- ✓ 担任制やアドバイザー制の導入、定期的な面談の実施。オープンキャンパス、高校訪問、パンフレット、HP等積極的に広報を実施。
- ✓ 学生の様子について、「より明確なモチベーションを持ち、熱心に学修する学生が多い」「授業の負担が重たく感じている」等の意見があった。

IV 連携法科大学院との連携、法曹コース運営等

- ✓ 法科大学院より、「法科大学院を有しない大学・地域であっても、法曹を目指す学生が増えた」「将来の目標がより早く明確になる学生が増えることにより、学生の意識改革が進んだ」「法曹コースの選抜に合格できなかった学生のモチベーションが心配である」等の意見があった。

司法試験在学中受験に関して



■ 在学中受験資格（司法試験法第4条第2項）

- 法科大学院の課程に在学
- 以下の2点につき、法科大学院を設置する大学の学長が認定
 - ①法務省令で定める所定科目単位を修得していること
 - ②1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること

〔所定科目単位について〕

○法律基本科目 ※憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目

- 基礎科目：主に未修1年次で学修するもの（法学既修者認定の対象） **30単位以上**
- 応用科目：主に未修2年次（既修1年目）以降に学修するもの **18単位以上**

○倒産法・租税法・経済法・知的財産法・労働法・環境法・国際関係法（公法系）・国際関係法（私法系） **4単位以上**

2

令和6年司法試験の在学中受験資格に基づく受験結果について

	合計	うち法曹コース修了者 (早期卒業等)						うち法曹コース修了者 (早期卒業等以外)						既修	うち法曹コース修了者 (早期卒業等)						未修	うち法曹コース修了者 (早期卒業等)					
			協定先	非協定先		協定先	非協定先		協定先	非協定先		協定先	非協定先			協定先	非協定先		協定先	非協定先							
最終年次 在籍者数	1,682人	-	-	-	-	-	-	1,274人	-	-	-	-	-	-	408人	-	-	-									
在学中受験 資格取得者数	1,442人 85.73%	155人	125人	30人	155人	123人	32人	1,160人 91.05%	151人	122人	29人	155人	123人	32人	282人 69.12%	4人	3人	1人									
受験者数	1,232人 73.25%	131人	106人	25人	126人	97人	29人	997人 78.26%	129人	104人	25人	126人	97人	29人	235人 57.60%	2人	2人	-									
合格者数	680人	94人	73人	21人	84人	65人	19人	611人	92人	71人	21人	84人	65人	19人	69人	2人	2人	-									
合格率	55.19%	71.76%	68.87%	84.00%	66.67%	67.01%	65.52%	61.28%	71.32%	68.27%	84.00%	66.67%	67.01%	65.52%	29.36%	100.0%	100.0%	-									

※下段(青字)は最終年次在籍者数に占める割合。

※「早期卒業等」とは、早期卒業及び飛び入学により、学部3年で法科大学院へ進学した者。

※在学中受験資格取得者数については、「令和6年度司法試験の在学中受験に向けた教育課程の工夫等に関する調査」(法科大学院等特別委員会(第116回)資料5)実施後に資格の取消等が生じ、同調査との差異が生じている場合がある。

(募集停止校は除く)

(参考) 令和5年司法試験の在学中受験資格に基づく受験結果について

	合計				既修				未修
		うち法曹コース修了者 (早期卒業等)				うち法曹コース修了者 (早期卒業等)			
			協定先	非協定先			協定先	非協定先	
最終年次 在籍者数	1,672人	-	-	-	1,298人	-	-	-	374人
在学中受験 資格取得者数	1,342人 80.26%	187人	158人	29人	1,111人 85.59%	187人	158人	29人	231人 61.76%
受験者数	1,066人 63.76%	162人	134人	28人	913人 70.34%	162人	134人	28人	153人 40.91%
合格者数	637人	107人	91人	16人	578人	107人	91人	16人	59人
合格率	59.76%	66.05%	67.91%	57.14%	63.31%	66.05%	67.91%	57.14%	38.56%

※下段(青字)は最終年次在籍者数に占める割合。

※「早期卒業等」とは、早期卒業及び飛び入学により、学部3年で法科大学院へ進学した者。

(募集停止校は除く)

令和6年度 司法試験の在学中受験に向けた教育課程の工夫等に関する調査（概要）

1・2 基本情報

- ✓ 在学中受験の実施状況は、
 - 令和5年⇒受験者数:1,066人、合格率:59.8%（うち、法曹コース修了者（早期卒業等）の受験者:162人、合格率:66.0%）
 - 令和6年⇒受験者数:1,232人、合格率:55.2%（うち、法曹コース修了者（早期卒業等）の受験者:131人、合格率:71.8%）

3 カリキュラムの編成方針について

- ✓ 在学中受験に必要な所定科目単位を、2年次後期までに必修又は選択必修で履修できるようにしている大学は22校。

4 修了要件単位数、履修登録単位数の上限、学事暦等について

- ✓ 令和5年度以降、修了要件単位数を引き下げた大学は11校、学事暦を前期／後期を基本としつつ一部の科目にクォーター制を導入した大学は5大学、3年次前期の必修科目の配置単位数を引き下げた大学は20校

5 在学中受験を踏まえた工夫や配慮等について

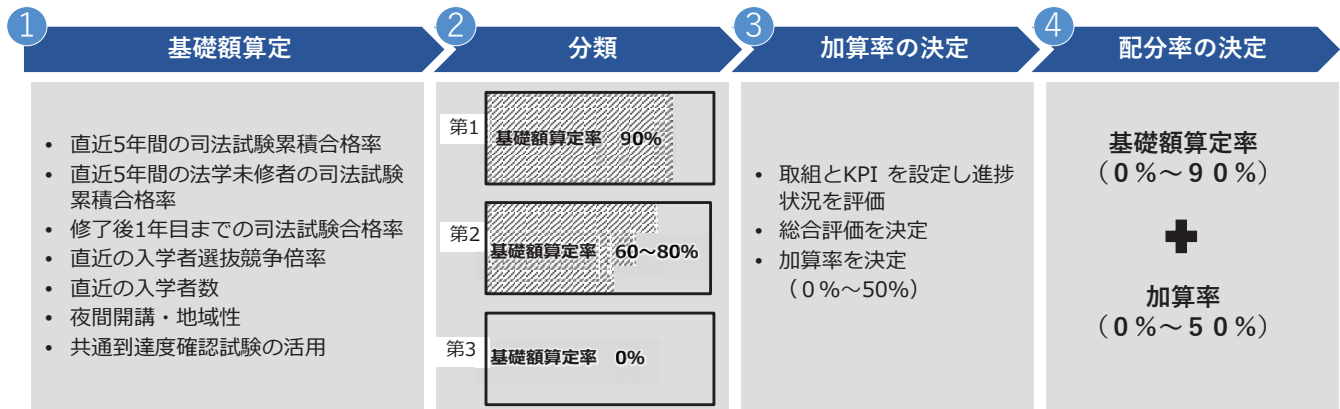
- ✓ 各法科大学院において、
 - 在学中受験資格取得に必要な所定科目単位を未修2年次（既修1年次）までに修得できるよう、授業科目の配当年次の変更（例：未修3年次→未修2年次）や配当年次の拡大（例：未修3年次→未修2・3年次）等
 - 学生の負担軽減や司法修習との円滑な接続等を目的として、一部の法律実務基礎科目や展開・先端科目（司法試験選択科目を除く）を3年次前期から3年次後期に配置変更等を実施。

6 司法試験の在学中受験導入による、法科大学院教育への影響について

- ✓ 各法科大学院より、
 - ポジティブな意見として「3年次後期に、司法試験科目以外の科目（実務系科目、展開・先端科目、リサーチ・ペーパー等を含む）を積極的に履修するようになった。」「ロールモデルとなる学生（合格者）が存在することで、学生の学修意欲が高まった。」等の意見があった。
 - 課題等として「3年次後期の授業開始までに司法試験結果が判明しないため、3年次後期の履修科目に迷いが生じる。」「在学中受験者と不受験者、在学中受験の合格者と不合格者が混在する中で、授業内容やカリキュラム編成等について学生のニーズにどう応えていくか模索していく必要がある。」「（不合格者について）精神面、学修面からのケアが必要である。」等の意見があった。

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについて

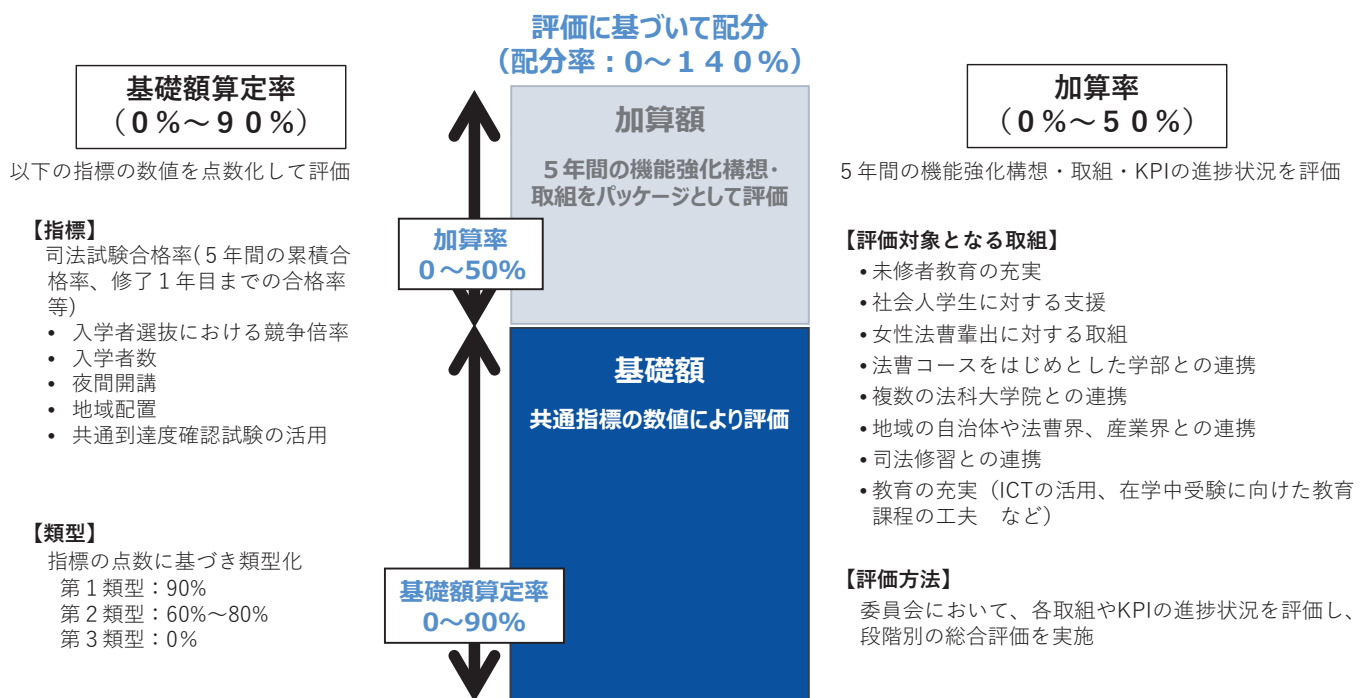
- 文部科学省では、平成27年度予算より、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を導入し、法科大学院間のメリハリある予算配分を実施。
- 本プログラムは、司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額を設定するとともに、各法科大学院から提案された5年間の機能強化構想とそれを実現するための取組を評価し、加算額を設定。
- また、プロセスとしての法曹養成の実現に寄与する取組であっても定量的な指標では評価しにくい取組もあることから、こうした取組を推進するための仕組みを導入。



※予算配分の対象となる年度に学生募集を実施しない法科大学院は対象外。
 ※国からの公的支援を受けていない公立大学の法科大学院（2校）は対象外。
 ※ KPI・・・Key Performance Indicator。重要業績評価指標。

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム配分率算出イメージ

基礎額算定率：司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき3類型に分類し率を算定する。
加算率：各法科大学院から提案された5年間の機能強化構想とそれを実現するための取組・KPIの進捗状況进行评估し加算率を算定する。
配分率：基礎額算定率と加算率を合わせたものを配分率とする。



法科大学院等特別委員会（第12期）の審議経過

○第111回 令和5年6月23日

- ・座長の選任等について
- ・法科大学院教育の動向について
- ・第12期の審議事項について

○第112回 令和5年9月1日

- ・求められる法曹の人材像と今後の法科大学院教育について
- ・連携法曹基礎課程（法曹コース）について
- ・司法試験の在学中受験に向けた教育課程の工夫等について
- ・令和4年度先導的大学改革推進委託事業「法科大学院等の教育の充実に
関する調査研究」の報告について

○第113回 令和5年12月20日

- ・求められる法曹の人材像と今後の法科大学院教育について
- ・令和5年司法試験合格結果について
- ・法科大学院教育を担う教員（研究者）の養成・確保について

○第114回 令和6年2月28日

- ・求められる法曹の人材像と今後の法科大学院教育について
- ・法学未修者教育について
- ・令和5年司法試験予備試験口述試験の結果等について

○第115回 令和6年6月21日

- ・法科大学院の特色・魅力について
- ・法科大学院教育を担う教員（研究者）の養成・確保について
- ・法科大学院教育の動向について

○第116回 令和6年8月28日

- ・法務省委託調査「我が国における法曹志望者数に関する調査」について
- ・法科大学院の特色・魅力について（女性法曹）
- ・令和6年度連携法曹基礎課程（法曹コース）について
- ・令和6年度司法試験の在学中受験に向けた教育課程の工夫等について

○第117回 令和6年10月25日

- ・法科大学院の特色・魅力について（国際）（リカレント）
- ・特別選抜の実施状況・工夫・課題等
- ・法科大学院教育と司法修習の連携
- ・報告書（骨子）について

○第118回 令和6年12月20日

- ・令和6年司法試験結果について
- ・法科大学院の特色・魅力について（臨床系教育）
- ・第12期の審議のまとめ(素案)について

○第 119 回 令和 7 年 2 月 20 日

- ・ 令和 6 年司法試験予備試験口述試験の結果等について
- ・ 法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標 (KPI) について
- ・ 第 12 期の審議のまとめ(案)について

第 12 期中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会委員名簿

委 員：令和 5 年 3 月 10 日発令
臨時委員：令和 5 年 6 月 2 日発令
専門委員：令和 5 年 6 月 22 日発令
石井委員：令和 5 年 12 月 20 日発令
早渕委員：令和 6 年 8 月 27 日発令

(委 員)

清 原 慶 子 杏林大学客員教授・前東京都三鷹市長

(臨時委員)

佐久間 淳 一 東海国立大学機構機構長補佐・名古屋大学副総長

(専門委員)

青 竹 美 佳	大阪大学大学院高等司法研究科教授
石 井 芳 明	司法研修所事務局長
一 場 康 宏	司法研修所事務局長（令和 5 年 12 月 19 日まで）
井 上 由 理	日本ペイントホールディングス株式会社常務執行役ジェネラルカウンセル
大 澤 裕	早稲田大学法学部教授
大 貫 裕 之	学校法人中央大学常任理事、中央大学大学院法務研究科教授
加 賀 讓 治	創価大学法学部教授
笠 井 正 俊	京都大学副学長・大学院法学研究科教授
加 藤 経 将	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長（令和 6 年 8 月 27 日まで）
菊 間 千 乃	弁護士
北 居 功	慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・教授
北 川 佳世子	早稲田大学大学院法務研究科教授
久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科教授
酒 井 圭	弁護士
高 橋 真 弓	一橋大学大学院法学研究科准教授
田 村 智 幸	弁護士
○ 土 井 真 一	京都大学大学院法学研究科教授
富 所 浩 介	読売新聞東京本社論説副委員長
中 川 丈 久	神戸大学大学院法学研究科教授
早 渕 宏 毅	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
前 田 健	神戸大学大学院法学研究科教授
◎ 松 下 淳 一	学習院大学法学部教授

◎：座長、○：座長代理
(令和 7 年 2 月 20 日現在)